

令和 6 年 9 月定例会
商工建設分科会会議録
令和 6 年 9 月30日～10月 2 日

場 所 第 5 委員会室

令和6年9月30日(月曜日)

午後1時1分開会

会議に付託された議案等

○議案第22号 令和5年度宮崎県歳入歳出決算
の認定について

出席委員(8人)

主	査	山	下	寿		
副	主	査	今	村	光	雄
委	員	外	山	衛		
委	員	日	高	陽	一	
委	員	安	田	厚	生	
委	員	本	田	利	弘	
委	員	松	本	哲	也	
委	員	渡	辺	正	剛	

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

労働委員会事務局長	日	高	正	勝
調整審査課長	山	本	宣	博

商工観光労働部

商工観光労働部長	川	北	正	文
商工観光労働部次長	柏	田	学	
企業立地推進局長兼 企業立地課長	児	玉	洋	一
観光経済交流局長	佐	野	晃	浩
部参事兼商工政策課長	塩	田	康	一
経営金融支援室長	酒	匂	晋	也
企業振興課長	鍋	島	宏	三
食品・ファッション産業推進室長	井	上	裕	二

雇用労働政策課長	湯	浅	聡
観光推進課長	北	蘭	武彦
スポーツランド推進課長	渡	邊	陽生
国際・経済交流課長	児	玉	利文
工業技術センター所長	福	山	旭
食品開発センター所長	平	川	良子
県立産業技術専門校長	大	衛	正直

事務局職員出席者

議事課主査	岩	下	恵美
総務課主任主事	徳	永	采香

○山下主査 ただいまから、決算特別委員会商工建設分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてであります。日程案につきましては、御覧のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 それでは、そのように決定いたします。

次に、審査方針についてであります。審査方針につきましては、決算特別委員会において決定のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

次に、先ほど開催されました主査会の協議内容について報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。分科会審査説明要領により行いますが、決算事項別の説明は、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、主要施策の成果は主なものについて説明があるものと思いますので、審査に当たりましてはよろしくお願いいたします。

次に、監査委員へ説明を求める必要が生じた場合、他の分科会との時間調整を行った上で質

疑の場を設けることとするよう確認がなされましたので、よろしくお願いいたします。

次に、審査の進め方ですが、商工労働部、県土整備部をそれぞれ 2 班編成として、班ごとに説明及び質疑を行い、最後に部全体での総括質疑を行いたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後 1 時 3 分休憩

午後 1 時 4 分再開

○山下主査 分科会を再開いたします。

まず、去る 7 月 17 日の閉会中の常任委員会において私が委員長に選任されましたので、御報告を申し上げます。

次に、新しく当委員会に選任されました委員を紹介いたします。東諸県郡選出の渡辺委員でございます。

○渡辺委員 渡辺です。よろしくお願いいたします。

○山下主査 当委員会は新しい 8 名の体制となりますが、執行部の皆様には引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、令和 5 年度決算について、労働委員会事務局の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いを申し上げます。

○日高労働委員会事務局長 令和 5 年度の決算の概要につきまして、説明をさせていただきます。

令和 5 年度決算特別委員会資料の 2 ページを御覧ください。労働委員会事務局の予算科目は、表の左から 2 番目の覧にありますとおり、(款)労働費(項)労働委員会費(目)委員会費のみでございます。

その決算の概要につきましては、表の一番下、合計の欄を御覧ください。予算額 9,370 万 5,000 円に対しまして、支出済額 9,201 万 7,486 円となり、不用額 168 万 7,514 円、執行率 98.2%となっております。

(目)の不用額が 100 万円以上となっておりますが、その主なものは、(節)の一番上の報酬の 73 万 9,102 円であります。これは、あっせん等の件数が見込みを下回ったため、労働委員会委員 15 名の日額報酬が執行残となったことなどによるものでございます。

なお、主要施策の成果に関する報告書への掲載、決算審査意見書に掲載された審査意見及び監査における指摘事項はございません。

決算に関する説明は以上でございますが、令和 5 年度の業務実績の概要につきまして、調整審査課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○山本労働委員会調整審査課長 それでは、令和 5 年度の業務実績につきまして、御説明いたします。

決算特別委員会資料の 3 ページを御覧ください。

まず、(1)の不当労働行為審査事件についてであります。

これは、労働組合や組合員に対する使用者側の行為が、労働組合法で禁止されている不当労働行為に該当するか否かの審査を行うものであります。

最終的に、不当労働行為に該当すると判断した場合は、その是正を命じる救済命令を、不当労働行為に該当しないと判断した場合は、棄却命令を発することになります。審査手続の中で、労使間での話し合いによる解決の機運が生じた場合には、双方に和解を勧め、合意に達すれば和

解協定書を締結し、事件は解決することになります。

令和 5 年度は、新規の申立てが 2 件ございました。1 件は和解により解決しております。もう 1 件は、今年の 2 月に申立てのあったものですが、審査の手續上、当事者双方の主張や証拠を調査・整理して争点を明らかにしていくなど、審査に時間を要しますため、次年度に繰り越しております。

続きまして、4 ページを御覧ください。

(2) の労使紛争あっせん事件についてでございます。

まず、①の集団的事件でございます。これは、労働組合と使用者との間に生じた労働関係に関する紛争について、労働委員会が間に入り、双方の歩み寄りを促すことで、紛争の解決に努めるものでありますが、令和 5 年度は、取扱事件はございませんでした。

次に、②の個別的事件でございます。

これは、労働者個人と使用者との間に生じた労働関係に関する紛争について、労働委員会が間に入り、双方の歩み寄りを促すことにより、紛争の解決に努めるものであります。

ア) は取扱件数ですが、令和 5 年度は、新規の申請が 6 件ありました。処理状況としましては、解決が 2 件、被申請者があっせんに応じなかったことによる打ち切りが 3 件、あっせんに適しない紛争であったことによる不開始が 1 件となっております。

事件の内容につきましては、イ) の内容別件数のとおりであります。最も多いのはパワハラ・嫌がらせの 3 件となっております。

続きまして、5 ページを御覧ください。

(3) の労働相談についてであります。

労働相談は、職場での様々なトラブルで悩ん

でいる相談者に対しまして、労働関係法令に関する情報提供や助言を行うとともに、内容によりましては、先ほど御説明しましたあっせん制度を紹介するものであります。

まず、①の相談者別件数ですが、令和 5 年度は、390 件の相談があり、そのうち 355 件は労働者個人からの相談となっております。

次に、6 ページを御覧ください。

②の内容別件数ですが、欄外の注意書きにありますように、1 件の相談に複数の内容を含む場合がありますので、相談者別件数とは合計が一致しませんが、パワハラ・嫌がらせに関する相談が 96 件と最も多く、次いで、退職、年休に関する相談が多く寄せられております。

続きまして、7 ページを御覧ください。

(4) の取扱件数の推移についてであります。過去 3 年間の推移は、表のとおりでございますが、特に労働相談件数は、下のグラフにも示しておりますとおり、10 年前は 100 件程度だったものが、ここ数年で年度平均 500 件程度まで増加しております。

最後に、8 ページを御覧ください。

当委員会では、通常、平日の 8 時半～17 時で、労働相談を受け付けておりますが、仕事の都合で平日の昼間は相談できない方などのために、10 月と 2 月の各 1 週間を労働相談週間としまして、平日の相談時間を延長し、また土日にも相談を受け付けしているところであります。

○山下主査 執行部の説明は終了しました。

ただいまの説明について、質疑はありませんか。

○安田委員 パワハラ・嫌がらせが 3 件ということですが、そのパワハラはどのような事案であったのか教えていただきたいのと、令和 5 年度の相談が 390 件ということで、年々増え

続けてきた件数が下がってきた理由があるのか教えていただきたいと思います。

○山本労働委員会調整審査課長 グラフで御覧のとおり、500件程度で推移していたのですが、令和5年度の件数が下がったことについて、相談がないことを分析することは難しいのですが、この390件の内容を令和4年度と比較してみたところ、業種別でいうと、医療・福祉からの相談が50件ほど減少しておりました。また、相談内容では、パワハラ・嫌がらせ、退職がそれぞれ40件前後減少しておりまして、労働委員会の令和5年度の相談が減少したことは、相談を受けた内容から分析できますが、なぜ電話がなかったのかということについては、分析できないものでございます。

パワハラ事例の中身については様々あって、個別案件でございますので、なかなか申し上げにくいのですが、使用者側にいろいろな不利益をされたという内容が多くなっております。

○山下主査 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 それでは以上をもって、労働委員会事務局を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時15分休憩

午後1時17分再開

○山下主査 それでは、分科会を再開いたします。

それでは、令和5年度決算について、商工観光労働部長から総括説明をお願いいたします。

○川北商工観光労働部長 説明に入ります前に一言おわびを申し上げます。令和6年9月定例県議会提出報告書の令和5年度主要施策の成果に関する報告書におきまして、内容に誤りがご

ざいました。誠に申し訳ございません。

別紙で訂正表を配付させていただいております。こちらで説明をさせていただきます。

修正箇所でございますが、令和5年度主要施策の成果に関する報告書の364ページになります。訂正前の表を御覧ください。

「ふるさと宮崎応援寄附金拡大」の決算額の現年のところ、上段に5,910万6,000円とありますが、正しくは訂正後の表のとおり、5,383万2,000円でございます。

次に、同じく令和5年度主要施策の成果に関する報告書364ページですが、訂正前の表を御覧ください。

「県産品販路全国展開推進」の決算額の現年のところ、上段に492万9,000円とありますが、正しくは訂正後の表のとおり、1,020万3,000円であります。

なお、タブレットのデータ及びお手元にお配りしております委員会資料につきましては、修正後の数字となっております。

皆様には重ねまして深くおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

商工観光労働部の令和5年度決算につきまして御説明をいたします。

決算特別委員会資料の右下3ページを御覧ください。

まず、総合計画の施策体系表に基づきまして、主要施策の成果について御説明をいたします。この施策体系表は、県総合計画「未来みやざき創造プラン」の分野別施策のうち、商工観光労働部に関連するものを記載したものであります。

当部におきましては、人づくり、産業づくりの分野において、事業を実施してまいりました。

まず、人づくりの分野についてであります。

1の「一人ひとりが尊重され、共感し合い活躍

できる社会づくり」ですが、(1) グローバル化への対応のため、宮崎県人会世界大会などに取り組んだところでございます。

次に、中ほどの産業づくりの分野についてであります。まず、1 の「経済・交流を支える基盤の整備」ですが、(1) みやざきの未来を切り拓く多様な産業人材の育成・確保のために、働きやすい職場環境づくり整備や、中・高校生の県内就職促進、さらに、4 ページになりますけれども、技能向上対策などに取り組んだところでございます。

次に、2 の「地域に根差した企業・産業の振興」ですが、(1) 経済と雇用を支える企業・産業の持続的な発展のため、「小規模事業者新事業展開等支援」や、5 ページの中ほどになりますが、「産学官プラットフォームによる企業成長促進」、「ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援」などに取り組んだところであります。

また、6 ページの中ほどになりますが、(2) 競争力強化のためのチャレンジ支援のために、「みやざき地域課題解決型起業支援」や、「みやざきスタートアップ創出・成長促進」、「半導体等先端技術振興プロジェクト」などに取り組んだところであります。

次に3の「活発な観光・交流による活力の維持・創出」です。7 ページになりますけれども、

(1) 観光の振興のため、「宿泊業の生産性・サービス向上」や、「観光みやざき需要回復・再生プロジェクト」、「スポーツランドみやざき誘客推進」などに取り組んだところでございます。

主な施策の概要については以上であります。

次に8 ページをお願いいたします。

令和5年度歳出の決算状況につきまして御説明いたします。

一般会計は下から5段目の計の欄になります

が、予算額667億244万6,552円、支出済額584億1,518万3,621円、明許繰越額19億8,574万6,841円、不用額63億151万6,090円、執行率が87.6%、翌年度繰越額を含めた執行率は90.6%となっております。

次に特別会計は、下から2段目の計の欄になりますが、予算額7億7,825万6,000円、支出済額5億7,377万559円、明許繰越額4,282万3,000円、不用額1億6,166万2,441円、執行率73.7%、翌年度繰越額を含めた執行率は79.2%となっております。

一般会計と特別会計を合わせました部の合計は一番下の欄になります。予算額674億8,070万2,552円、支出済額589億8,895万4,180円、明許繰越額20億2,856万9,841円、不用額64億6,317万8,531円、執行率87.4%、翌年度繰越額を含めた執行率は90.4%となっております。

次に、監査における指摘事項等についてでございますが、商工観光労働部関係につきましては、資料の110ページに記載いたしております。

また、監査委員から提出されました、令和5年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書におきまして、3件の意見、留意事項等がございました。

これらにつきましては、後ほど各事業の詳細と併せまして、関係課長から説明させていただきます。

○山下主査 部長の総括説明が終了いたしました。

これより、商工政策課、企業振興課、雇用労働政策課、企業立地課の審査を行います。令和5年度決算について、各課の説明を求めます。

○塩田商工政策課長 決算特別委員会資料の8ページを御覧ください。

まず、一般会計ですが、一番上の行の商工政策課のところでありまして。左側から、予算額は548

億5,838万2,000円、支出済額は487億4,510万7,950円、来年度への繰越額は7億4,554万1,000円、不用額は53億6,773万3,050円、執行率は88.9%、翌年度繰越額を含む執行率は90.2%であります。

次に特別会計ですが、下から4行目の商工政策課のところであります。左から予算額は6億7,623万9,000円、支出済額は5億1,535万8,200円、不用額は1億6,088万800円、執行率は76.2%、翌年度繰越額を含む執行率は同様に76.2%であります。

次に(目)の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

資料の10ページを御覧ください。

上から3行目の(目)商業総務費であります。右から2番目の不用額が236万7円となっております。これは職員の給与に係る地方職員共済組合の基礎年金拠出金の負担金率が、令和5年4月1日に遡及して引き下げられたことにより、共済費が執行残となったことなどによるものであります。

次に11ページを御覧ください。

一番上の(目)商業振興費であります。不用額が53億6,124万1,514円となっております。主なものとしましては、中ほどの委託料の不用額が2,017万4,872円、3つ下の負担金・補助及び交付金が3億4,058万3,410円、その下の貸付金が50億円であります。

このうち、委託料と負担金・補助及び交付金につきましては、台風第14号の被害を受けた県内商工業者を対象に、事業再建に必要な施設、設備の復旧に係る経費を補助する事業において、申請者数が見込みを下回ったことから、執行残となったものです。

また、県民の消費需要を喚起し、落ち込んだ地域経済を回復するため、市町村と連携したプレミアム付商品券等を発行する事業を行ったところでありますが、各市町村における商品券等の販売実績が当初の見込みを下回ったことから、執行残となったものです。

また、貸付金につきましては、大規模な自然災害や急激な景気の悪化等へ対応するため、緊急対策枠として中小企業融資制度の原資預託金を50億円確保しておりましたが、対応が不要であったことから、全額が執行残となったものであります。

12ページを御覧ください。

一番上の(目)物産振興費ですが、一番右の執行率が88.9%となっております。これは物産展での会場の借り上げ料など、事務費が執行残となったものです。

13ページを御覧ください。

一番上、(目)工鉱業振興費ですが、不用額が213万5,858円となっております。これは主に説明欄記載の「みやざき地域課題解決型起業支援事業」において、補助対象事業者の事業費が減少したため、補助金が執行残となったものです。

次に、14ページを御覧ください。

小規模企業者等設備導入資金特別会計ですが、上から3行目の(目)小規模企業者等設備導入事業助成費において、不用額が1億6,088万310円となっております。これは主に貸付金に計上している決算剰余金であり、次年度以降の貸付原資などとして、令和6年度に繰り越しております。

次に特別会計の歳入決算について御説明いたします。

15ページを御覧ください。

令和 5 年度小規模企業者等設備導入資金特別会計歳入歳出決算書になります。上段の歳入の表の一番下、歳入合計の欄ですが、左から 3 列目の調定額 7 億 7,719 万 7,355 円、その右の収入済額 6 億 7,624 万 220 円、1 つ飛んで収入未済額 1 億 95 万 7,135 円となっております。

特別会計の歳入決算につきましては、以上であります。

次に、主要施策の成果に関する報告書について御説明いたします。16 ページを御覧ください。

産業づくりの 2、地域に根ざした企業・産業の振興の (1) 経済と雇用を支える企業・産業の持続的な発展であります。ページ中ほどの表、施策推進のための主な事業及び実績について、主なものを順に御説明いたします。

まず、新規事業「宮崎県地域経済振興 100 年企業顕彰」は、創業 100 年を超える企業活動を通して、本県経済の振興や発展に貢献した県内企業を県が顕彰するもので、令和 5 年度は 18 企業を顕彰しました。

次に 17 ページを御覧ください。

記載しております各事業は、中小企業等への支援を促進するため、県中小企業団体中央会や商工会等に対する人件費及び普及事業費等への補助をはじめ、事業者に対して、事業の強化や新分野進出などに関する助言や指導を行うなど、経営基盤の強化を支援しました。

主な実績としては、一番下の「中小企業等経営基盤強化支援」の欄にありますとおり、経営支援チームによる助言・専門家派遣件数が 400 件となっております。

18 ページを御覧ください。

一番上の改善事業「商工会事務局体制強化」は、市町村と連携して事務局長不在の商工会に事務局コーディネーターを設置し、経営指導員

等が経営改善普及事業に専念できる体制を整備するもので、11 市町村の 16 商工会に対して支援を行いました。

その下の新規事業「小規模事業者新事業展開等支援」は、小規模事業者が商工会議所等の支援を受けながら、販路開拓や新事業展開に取り組むための経費を補助するもので、248 件の支援を行いました。

19 ページを御覧ください。

一番上の改善事業「みやざき商店街の新たな魅力開発等支援」ですが、商店街等が新たな魅力開発等のために実施するモデル的な取組を市町村と連携して支援し、地域商業の活性化を図るもので、2 市 2 町の 5 事業を実施しました。

一番下の新規事業「物価高騰等対策プレミアム付商品券等発行」は、新型コロナや物価高騰の影響により落ち込んだ県内経済の回復を図る取組として、地域の実情に応じたプレミアム付商品券や地域通貨ポイントの付与など、消費喚起策に取り組む市町村を支援しました。なお、令和 5 年度 2 月補足予算においても 5 億 9,040 万円を計上し、全額を令和 6 年度に繰り越した上で現在実施しております。

20 ページを御覧ください。

記載しております各事業は、中小企業金融対策として厳しい経営環境にある企業や新事業に積極的に取り組む企業に対し、事業資金を安定的かつ円滑に供給するため、原資の預託や信用保証料の補助等を行いました。

主な実績としましては、一番上の「中小企業融資制度貸付金」の欄にありますとおり、新規融資実績が 1,519 件、246 億 1,420 万 6,000 円となっております。

21 ページを御覧ください。

一番上の改善事業「中小企業経営改善計画策

定緊急支援」は、新型コロナ等の影響を受ける県内中小企業の経営改善を図るため、経営改善計画の策定に要する経費の一部を補助しました。令和 5 年度の実績は 32 件となっております。

その下の新規事業「中小企業支援ネットワーク経営支援強化」は、中小企業者の経営改善や事業再生を促進するため、支援を行う側である商工団体等のスキルアップや多職種の外部専門家の連携を図るもので、多職種専門家連携では 6 件の支援を行いました。

次に 22 ページを御覧ください。

改善事業「プロフェッショナル人材戦略拠点」は、県内企業と都市部のプロ人材とのマッチングを支援するものであり、令和 5 年度の成約件数は 35 件となっております。

次に、25 ページを御覧ください。

(2) 競争力強化のためのチャレンジ支援ですが、表にあります「みやざき地域課題解決型起業支援」は、本県の様々な社会的課題の解決に取り組む企業者に対し、開業費用の補助や伴走型支援を行うもので、8 件を支援しました。

主要施策の成果については以上です。

次に、27 ページを御覧ください。

最後に、令和 5 年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書について御説明します。

(1) 小規模企業者等設備導入資金特別会計についてであります。これは小規模企業者等の設備投資を促進するため、設備資金貸付事業の経理を行うため設置されたものであります。

28 ページを御覧ください。

本会計につきましては、一番下の意見・留意事項等の欄にありますとおり、貸付金の収入未済額については、今後も引き続き償還促進についての努力が望まれるとの意見をいただいたところであります。

収入未済額につきましては、訪問や文書催告等により回収に努めておりますが、収入未済額は 1 億 95 万 7,135 円となっております。引き続き、償還促進に努めますとともに、県財務規則の要件を満たした債権については、不納欠損処理についても検討してまいります。

なお、監査における指摘事項につきましては、特に報告すべき事項はございません。

○鍋島企業振興課長 決算特別委員会資料の 8 ページを御覧ください。

左側、一般会計の 2 段目が当課となります。令和 5 年度の予算額は 29 億 6,703 万 9,000 円、支出済額は 23 億 3,663 万 3,569 円で、翌年度への繰越額は 5 億 7,940 万円、不用額は 5,100 万 5,431 円であり、執行率は 78.8%、翌年度繰越額を含む執行率は 98.3% となります。

次に 29 ページを御覧ください。

(目) の不用額が 100 万円以上のものにつきまして御説明いたします。

下から 4 段目の(目)工鉱業総務費の不用額 316 万 586 円であります。その主な内容は、一番下の段の共済費につきまして、令和 6 年 1 月 31 日付で基礎年金拠出金に係る負担率が、令和 5 年 4 月 1 日に遡って引き下げられましたことから、執行残となったものでございます。

続きまして 30 ページを御覧ください。

一番上の段(目)工鉱業振興費の不用額 2,263 万 2,582 円であります。その主な内容は、下から 4 段目の負担金・補助及び交付金につきまして、説明欄にございます、産学官労官プラットフォームによる企業成長促進などの事業における、中小企業が実施する新事業展開、新分野進出への取組や、都市圏等で開催される展示会への出展、また、企業や産学官が共同して行う研究開発などへの補助につきまして、補助額が確定し

たことにより、執行残となったものでございます。

次に31ページを御覧ください。

1 段目の(目)工業試験場費の不用額2,521万2,163円であります。これは、工業技術センターの維持管理経費などありますが、その主な内容は、下から6段目の工事請負費につきまして、設備等改修工事の工事費が確定したことにより、執行残となったものであります。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。32ページを御覧ください。

産業づくり1の(1)みやざき未来を切り拓く多様な産業人材の育成・確保であります。表中、上の「みやざきICT産業を担う人材育成」及び下の「みやざきICT産業人材スカウト」では、ICT人材確保のため、講座を開講し、ICT技術者の育成を図るとともに、首都圏に在住する本県ゆかりのICT技術者等を通じて、本県に関心を持つICT技術者とのネットワークを構築し、県内企業とのマッチングを図ったところであります。

35ページを御覧ください。

産業づくり2の(1)経済と雇用を支える企業・産業の持続的な発展であります。表中、「産学官労官プラットフォームによる企業成長促進」では、13機関で構成する企業成長プラットフォームが認定した成長期待企業13社に対し、伴走支援を行うとともに、認定企業が実施する付加価値額の拡大に向けた8件の取組を支援したところでございます。

36ページを御覧ください。

表中、上の「下請企業振興」では、県内中小企業の取引拡大を図るため、受発注企業の登録から取引のあっせん、商談会の開催及び都市圏における商談会への出展支援を行ったところで

あります。

その下の新規事業「ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援」では、電力や燃油などのエネルギーをはじめ、物価高騰の打撃を受けるものづくり企業17社に対しまして、省力化や自動化などの取組を支援したところであります。なお、国の補正予算の関係によりまして、一部財源を今年度へと繰り越しております。

37ページを御覧ください。

表中、下の「東九州メディカルバレー構想拠点強化」では、医療関連機器産業への新規参入や取引拡大を図るため、コーディネーター等を配置し、製品開発への支援を延べ47社に対して行ったほか、医療関連機器業に係る4つの展示会への出展支援を、延べ15社に対して行ったところであります。

38ページを御覧ください。

表中、真ん中の改善事業「食品の安全認証取得等販売力強化」では、食品製造業者の新たな販路開拓に向け、食の安全確保のための第三者認証の取得や施設改修など12件の取組を支援したところであります。

その下の「工業技術研究開発」では、工業技術センターにおきまして、「電気工作物の構造物点検技術の高度化に関する研究」など11テーマについて研究開発を行うとともに、企業からの依頼に基づく試験や技術に関する相談などに対応したところであります。

39ページを御覧ください。

表中、「食品開発センター研究開発」は、「官能評価を中心としたおいしさ評価技術の開発」など、7テーマについて研究開発を行うとともに、企業からの依頼に基づく試験や技術に関する相談などに対応したところでございます。

42ページを御覧ください。

産業づくり、2 の (2) 競争力強化のためのチャレンジ支援であります。

43 ページを御覧ください。

表中、上の「地域産業技術開発促進・新事業創出推進」では、県内企業が有する技術を生かした新たな事業展開や新製品の研究開発などへの支援を実施いたしました。その実績であります、地域産業技術マーケティング支援では、自社技術等に関するセミナーや報告会を開催したほか、新事業「創出支援」では、環境の変化に対応しながら新たなビジネスモデルの実現に向け、積極的に挑み、県内経済の牽引が期待できる 2 社を次世代リーディング企業として認定し、コーディネーターによる伴走支援を実施するとともに、共同研究開発支援では、県内企業が大学や公設試験研究機関と行う研究開発につきまして、前年度からの継続分を含めました 14 件を支援したところでございます。

その下の新規事業「脱炭素化技術研究開発支援」では、産学官共同グループによる新エネルギーを活用した脱炭素化に資する研究開発 3 件を支援したところであります。

44 ページを御覧ください。

表中、上の新規事業「みやぎきスタートアップ創出・成長促進」では、スタートアップに関する機運醸成を図るためのセミナーやワークショップを開催したほか、スタートアップ企業 3 社に対しまして、専門家による伴走支援を実施したところであります。

その下の新規事業「半導体等先端技術振興プロジェクト」では、半導体産業や航空宇宙産業など、県内の先端技術に携わる企業の実態調査を実施するとともに、先端技術産業への参入に関心を持つ企業を対象とした講演会を開催したところであります。

主要施策の成果につきましては以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきまして、特に報告すべき事項はございません。

○湯浅雇用労働政策課長 決算特別委員会資料の右下 8 ページを御覧ください。

雇用労働政策課は上から 3 行目になります。

当課の令和 5 年度一般会計の決算額は、予算額 12 億 1,324 万 1,000 円、支出済額 11 億 5,307 万 2,340 円、不用額 6,016 万 8,660 円、執行率は 95 % であります。

次に、資料の 47 ページを御覧ください。

(目) の執行残が 100 万円以上のものについて御説明いたします。なお、執行率が 90 % 未満のものはございません。

まず、上から 3 行目の (目) 労政総務費です。右から 2 番目の不用額は 312 万 613 円となっております。

主な理由ですが、高校生の県内就職率向上に向けて、中・高校生、教職員、保護者を対象とした企業説明会等を開催する事業「中・高校生の県内就職促進事業」において、宮崎大学への補助金が見込みを下回ったため、一番下の行になりますが、負担金・補助及び交付金の執行残は生じたことなどによるものです。

49 ページを御覧ください。

上から 2 行目の (目) 職業訓練総務費です。不用額は 940 万 2,344 円となっております。

主な理由ですが、若年者の技能検定実技試験の受検手数料に係る負担を軽減し、若者が技能検定を受検しやすい環境を整備する事業であります「技能検定実技試験受検手数料助成事業」において、手数料助成の申請件数が見込みを下回ったことにより、一番下の段になりますが、

負担金・補助及び交付金の執行残が生じたことなどによるものです。

50ページを御覧ください。

一番上の行の(目)職業訓練校費です。不用額は4,669万8,616円となっております。

主な理由ですが、離職者等の再就職を促進するための委託訓練において、訓練の受講者数が見込みを下回ったことにより、上から5行目になります。報償費及び委託料に執行残が生じたことなどによるものです。

当課の決算につきましては以上です。

次に、主要施策の成果に関する報告書について御説明いたします。

51ページを御覧ください。

産業づくりの1、経済・交流を支える基盤整備の(1)みやぎきの未来を切り拓く多様な産業人材の育成・確保についてです。

主な事業について順に御説明いたします。

53ページを御覧ください。

まず、改善事業「女性と高齢者の就業支援」です。この事業では、みやぎ女性就業支援センター及びみやぎシニア就業支援センターを運営し、両センター合計で2,092人の就労相談に対応し、229人の就職が決定しております。

54ページを御覧ください。

改善事業「中・高校生の県内就職促進」です。ここでは、高校生の県内就職率向上に向け、高校生はもとより、中学生や教職員、保護者を対象とした企業説明会等を開催したほか、私立高校と企業をつなぐ県内就職支援員の配置や企業見学会の開催等に取り組んでおります。

55ページを御覧ください。

改善事業「宮崎で働く魅力発信」です。この事業では、県内外の大学生等に、インターンシップや就職に関する情報等の提供を行い、県内企

業や本県で働く魅力を発信し、県内就職を促進しております。

56ページを御覧ください。

2つ目の改善事業「宮崎で暮らす働く、県内就職促進」です。この事業では、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターの運営を行い、県外からの就職者数は167人でありました。

57ページを御覧ください。

改善事業「県外学生UIJターン就職サポーター」です。この事業では、就職支援協定校を含む県外大学等のキャリアセンターと連携し、学生への就職情報の提供や就職相談対応等を行い、県内企業や本県で暮らす、働くことの魅力を伝え、UIJターンを推進しているところがあります。

その下の改善事業「外国人材受入支援」です。この事業では、外国人労働者の雇用を検討している企業向けセミナーの開催や、外国人労働者と県内企業とのマッチングなどを行っているところがあります。

58ページを御覧ください。

2つ目の事業「技能向上対策」です。これは、将来を担う若者などのものづくりへの関心を高めるため、小中学校や高校等に技能士を派遣し、技能体験教室や技能講座等を行っております。

59ページを御覧ください。

「県立産業技術専門校」です。この事業では、西都市の本校において、高等学校卒業生以上の方を対象に、電気設備科など4科で、1、2年生合わせて134人に対し、2年間の普通課程による職業訓練を行っております。

また、分校の高鍋校では、中学校卒業者以上の方を対象に、建築科など3科、9人に対し、1年間の短期課程による職業訓練を行っております。

そのほか、委託訓練につきましては、パソコンや医療事務、介護福祉士等の訓練コースを設け、離職者等を対象として、合計762人の方に職業訓練を実施し、県民の就職促進に努めたところ です。

主要施策の成果については以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査結果報告書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○児玉企業立地推進局長 決算特別委員会資料の 8 ページを御覧ください。

企業立地課は、上から 4 段目の欄であります。当課の令和 5 年度一般会計の決算額は、予算額 7 億1,930万6,000円、支出済額 6 億5,781万5,745 円、不用額6,149万255円、執行率は91.5%であります。

資料62ページをお願いいたします。

（目）の不用額が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものにつきまして御説明いたします。

ページ中ほどの（目）工鉱業振興費であります。不用額6,103万3,543円となっております。

その主な理由につきまして御説明いたします。まず、旅費の不用額102万676円です。これは、ウェブ会議の開催により出張の回数が減りましたことにより旅費の不用額が生じたものであります。

次に、委託料の不用額599万8,864円であります。これは、宮崎フリーウェイ工業団地の除草業務ですとか、分筆、測量に要します費用が不用となったものであります。

次に、工事請負費の不用額251万4,000円ありますが、これも宮崎フリーウェイ工業団地の災害復旧費に要する費用が不用となったものであります。

次に、負担金・補助及び交付金の不用額5,024 万3,546円ありますが、これは、企業立地促進補助金の執行残がその主なものでございます。企業立地促進補助金は、立地企業の新規雇用ですとか、設備投資などの実績に応じて支払うもので、年度中に申請資格のあります立地企業に対し、申請の有無とか、見込額を確認しておりますが、申請額が見込額を下回ったことなどにより、執行残が生じたものであります。

続きまして、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

資料64ページをお願いいたします。

産業づくりの 2 の（1）経済と雇用を支える企業・産業の持続的な発展であります。施策推進のための主な事業及び実績の表 1 段目、「地域工業団地整備促進」であります。近年、企業立地が進展する一方、県内において適当な工業団地が少なくなっているという状況がございますことから、市町村等が実施する工業団地整備への支援等を行い、県内各地域における工業団地の整備促進を図ったところであります。

事業内容としましては、市町村等が行います工業団地整備に関する事前調査ですとか、排水施設、取付道路等の基盤整備、また、工業団地の分譲を促進するための広報活動費に対して補助を行うものですが、令和 5 年度は、都城市と延岡市土地開発公社が実施をした調査事業に対し、補助金を交付したところであります。

次に、資料の65ページをお願いいたします。

新規事業「「みやざきで始める！」県内企業立地プロモーション」であります。積極的なプロモーション活動を実施するため、県内の立地環境等を P R する動画ですとか、外資系企業に向けてパンフレットの作成を行いました。

また、立地環境等を P R する企業立地専用の

ホームページに、チャットボットやAI翻訳機能の導入を行っております。

次に、「誘致対象企業開拓」は、企業立地を促進するため、インターネットサービスや民間企業のネットワークを活用して、企業の地方進出の動きやニーズを的確に捉え、立地可能性のある企業を効率的に新規開拓するために要する経費であります。令和5年度は、企業との面談や企業の県内視察などを実施したところであります。

次に、「企業立地促進補助金」です。令和5年度は、補助金の申請のありました32の企業に対して、新規雇用数とか設備投資額などの実績に応じまして補助金を交付したところであります。

資料の66ページをお願いいたします。

施策の成果及び今後の方向性のI、施策の成果等です。これまで説明いたしました事業等によりまして、企業立地課ホームページを閲覧するユーザー数が、令和5年度の実績で2万132人の実績となったこと、また県内外の立地企業275社を訪問し、フォローアップに取り組んだところであります。さらに令和5年度は、シリコンカーバイドパワー半導体を製造しますローム株式会社の大規模立地案件を認定したところであります。

資料の67ページをお願いします。

先ほど御説明いたしました事業など、様々な企業立地活動を展開した結果、令和5年度の企業立地件数は23件となったところであります。

主要施策の成果につきましては以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はございません。

○山下主査 執行部の説明が終了しました。

ただいまの説明について質疑はございません

でしょうか。

○日高委員 資料65ページの外資系企業に向けた立地環境等をPRするパンフレットの作成ですけれども、PRをどのように進められているか聞かせていただいてよろしいですか。

○児玉企業立地推進局長 一般的な企業立地フェアで、国内の企業に向けてのパンフレットを作成しますので、そういったものを基にPR活動しておりますけれども、海外向けにつきましても、英語版のパンフレットを作成しまして、その立地フェアに来られる外国の企業——外資系の企業には、それを使って御説明させていただいています。あとホームページにも英語版を作成しております。業務時間内だとしても閲覧件数が少ないため、今回新たにチャットボットを作成しまして、24時間受付ができるように対応しているところです。その中では、外国の企業から*4割方のアクセス、問合せがあるということで、そういったところでPRさせていただいているところでございます。

○日高委員 それでは、また来年度以降もPRする予定があるということよろしいですか。

○児玉企業立地推進局長 海外——特に台湾のほうを中心に、重点的にPRをしていきたいと考えております。

○日高委員 ぜひ頑張ってください。

○外山委員 立地企業について関連です。今、新しい企業はなかなか厳しいと思うんだけれども、執行部のほうからアプローチしているのか、あるいは企業側から立地企業に認定してほしいとお願いがあるのか、現実はどういうケースが多いんですか。

○児玉企業立地推進局長 先ほど御紹介させていただきました、企業立地課の新規開拓事業が

※14ページに訂正発言あり

ございまして、我々もアプローチする対象企業をうまくリストアップできないので、日経バリューサーチというインターネットサイトから企業を抽出しまして、そこからアクセスしております。

もしくは県外の企業においては、「宮崎県内に工業団地がありますか」といった問合せも少なからずあります。その両方を有効に使いながら獲得しているような状況でございます。

○外山委員 対象となる企業は結構増えているんですか。

○児玉企業立地推進局長 製造業系と情報関連系の2つで分けているんですけれども、情報系については1,000社ほどリストアップして、その中からアクセスします。製造業に関しても数百社ほどリストアップをした上で、ダイレクトメールでまず紹介させていただいて、反応があったところに直接お伺いするとか、実際に宮崎県に来ていただく取組をしております。

○外山委員 47都道府県のうちの40都道府県ぐらいは、もちろん一生懸命やっているわけです。地域間競争があるわけで大変だと思いますけれども、熊本県はTSMC関連で引っ張ってくれる可能性はあるんですか。

○児玉企業立地推進局長 あります。今、TSMCを中心に九州全体が「九州半導体人材育成等コンソーシアム」——人材育成とコンソーシアムを組み合わせ、九州各県で連携して取り組もうという動きになっています。それに合わせて宮崎県でも、「みやざき半導体関連産業人材育成等コンソーシアム」で取引企業の拡大に取り組んでいます。TSMCに限らないんですけれども、宮崎県の場合は、今度、大企業であるロームグループが進出しますので、その関連企業と取引を推進していこうと取り組んでいる

ところでございます。

先ほどの日高委員の答弁の中で、外資系の企業は4割と言いましたが、1割でございました。全体のアクセスの中で1割が外資系の企業ということでございます。申し訳ありません。

○安田委員 資料18ページの商工会への事務局コーディネーター設置につきまして、大変ありがたく思っているところであります。県はこの16商工会にコーディネーターを設置したことについて、どのような評価をしているのか、お伺いしたいと思います。

また、それについて商工会が、在り方検討委員会を立ち上げているところであります。あり方検討委員会を立ち上げられると、職員数が削減されるんじゃないかという思いの商工会の皆さんもいると考えているのですが、そういうことについて県はどのような評価をしているのかと、商工会のコーディネーターの設置は、今後どのように考えているのか、お伺いをしたいと思います。

○塩田商工政策課長 この「商工会事務局体制強化事業」でございますが、もともとは事務局長を設置する、そこを県は支援するという形でやっておりましたけれども、事務局長の設置につきましては、いろいろな条件を満たさないところについて、県がコーディネーターという形で支援をしているところでございます。

コーディネーターにつきましては、県と地元の市町村が半分ずつ負担して、市町村の協力もいただきながら行っております。設置した商工会にヒアリングしますと、コーディネーター設置によって、経営指導員が普及改善事業に専念できるようになったということで、県としてもそこは評価をしているところでございます。

現在、商工会の在り方全体をどうするかといっ

た意見交換を進めているところでございまして、その中でコーディネーターも含めた形で検討しておりますけれども、いずれにしても地元の商工業者を支援する最先端に、商工会や商工会議所等がございますので、地元の商工業者を支援して地域経済の活性化を図っていくためには必要な事業だと思っております。また市町村ともしっかり連携しながら、商工会連合会等とも意見交換を行いながら、今後の在り方について検討を進めていきたいと思っております。

○安田委員 事務局長の設置に関しましては、会員数が60%以上とか決まりがありますけれども、商工会というのは会員のための商工会ではなくて、県内の全ての中小企業のための商工会であります。この間県商工会連合会の方とお話をさせていただいたときに、会員数が大事だと言うのですが、大事なのは会員数ではないんです。県内全ての企業に対して支援を行うのが商工会の仕事でありますので、そこも少し頭の隅に置いていただいて、今後ともよろしく願います。

それと、資料54ページ、中・高校生向けの企業説明会等が行われておりますが、今、高校生は1人に対して1つの企業しか受けられないとか、いろいろな問題がございまして、人手不足がまた広がってきているのかなと思っております。

先ほど商工会の話をしました、高校生に求人を出しても1人も来ないということで、延岡、県北辺りは、今、賃金の金額を示すと、企業のほうが大分高いので、そっちのほうに人手を取られて、商工会など地元の企業にはなかなか入ってこないところがあります。そういうところで企業説明会というのは大変大切だと思うんですが、成果はどのように考えているのかお

伺います。

○湯浅雇用労働政策課長 今、非常に後継者不足で、どこの企業もそういう人材を求めている状況でございます。当課のほうで中・高校生向け、教職員向け、保護者向けの事業等を出していますけれども、これに加えて、労働局あるいは教育委員会辺りでも、高校生を中心に企業を紹介するような事業をたくさんやっております。当課としましては、そういった団体とも連携しながら、先ほど賃金の話も申されましたけれども、宮崎県には非常に働きやすい環境である企業がたくさんございますので、機会を通じて、いろんな魅力のある企業を紹介していきたいと考えているところです。

○安田委員 その中で、高校生の保護者向けの見学会が行われているということで、やはり保護者が関わると相当違うんじゃないかと思っております。見学会は1回しかしていないんですか。

○湯浅雇用労働政策課長 1回ではなく複数回やっております。学校に希望を募ることがありますけれども、一応広く声掛けをして実施しているところでございます。

○渡辺委員 資料65ページの企業誘致のところ、誘致対象企業開拓ということで、2,000～3,000社を選ばれて非常に大変な御苦勞をされていると思います。ただ、面談の件数、視察の件数、いわゆる打率という意味ではかなり御苦勞されているということなんですけれども、私の経験では、前会社にいたときに、本当にいろんな県からたくさんダイレクトメールが来るのですが、ほとんど開けませんでした。なぜかというと、どこかにいい土地があれば進出しようという希望はなかったからです。

そこで、対象企業を選ばれてダイレクトメー

ルを出されるとき、工業団地一律に、一般的な資料をつけて送られると思うんですけれども、企業によっては、水がすごく要るとか、電源がたくさん要るとか、3,000社の中でもニーズが違うと思うんです。この会社はインターチェンジの近く、かつ電源が豊富なところが良いとか、業種によって求める内容が多分違うと思うので、そこも少し分析してダイレクトメールも何種類か作って工夫されると、打率が上がるような気がします。これだけ毎年選ばれてやるのであれば、ちょっともったいないです。

ロームの例でいくと、あそこは水が決め手になったということです。求めるところが会社によって違うと思うので、来年以降、会社を選んでダイレクトメールを出されるときには、幾つかバージョンを変えて送る工夫をされてもいいと思います。

○児玉企業立地推進局長 正直、そのとおりでございまして、今は工業団地の面積がいくらありますとか、それぞれ分譲可能な面積がこれぐらいですとか、単価がこれぐらいですぐらいの、同じような情報しか送っていません。おっしゃるとおり、相手方のニーズを捉まえて、そこに欲しい情報、必要な情報を送るというのは重要な誘致戦略だと思いますので、来年はぜひ実施したいと思います。

○松本委員 資料20ページの「中小企業融資制度貸付金」で、新型コロナ対策と物価高騰等対策とありますけれども、区分がお分かりでしたら教えていただきたいと思います。

○酒匂経営金融支援室長 貸付金の中身の新型コロナ対策と物価高騰等対策でございすけれども、基本はどちらも兼ねている形での対応になってございます。

○松本委員 令和5年度の貸付けにかかる分に

ついて、返済の開始はいつぐらいから始まるのでしょうか。

○酒匂経営金融支援室長 金融機関から融資を受けるわけですが、その場合の据置期間は一番長くて5年でございます。その間で据置期間を置く形になりますので、融資期間は10年以内になってございます。

○松本委員 物価高はまだ継続されるのではないかと考えるんですけれども、これまでの融資について、なかなか返済ができていないなどの状況の把握と、今後の対策でお考えの部分がありましたら、その辺りをお聞かせいただけないでしょうか。令和6年度の予算でいくと、金額が少し少なくなっていると思いました。

○酒匂経営金融支援室長 新型コロナ関連のゼロゼロ融資が実施されまして、その後、返済が始まります。なかなか状況が厳しいということで、令和5年1月から今年度6月まで、コロナ借換え融資というものが実施されておりました。その分が終了いたしますので、令和6年度の予算は令和5年度と比べて少ない状況になってございます。

ただ、借換え融資につきましては、信用保証協会とも連携しておりまして、7,000社ほどダイレクトメールを送って、返済が厳しい場合は借り換えてくださいという御案内を出してございます。

あと、借換え後の話になりますけれども、なかなか返済が厳しいということになれば、事業者のほうで金融機関に対して返済期限を延長してもらうなど条件変更の話になってくると思います。それにつきましても、国と連携しながら、金融機関のほうに直接、そういう条件変更等の要請に対しては柔軟に対応してくださいとお願いの文書等を出しているところでございます。

○山下主査 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 それでは、以上をもって、商工政策課、企業振興課、雇用労働政策課、企業立地課の審査を終了いたします。

執行部入替えのため、暫時休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時22分再開

○山下主査 分科会を再開いたします。

これより、観光推進課、スポーツランド推進課、国際経済交流課の審査を行います。令和5年度決算について、各課の説明を求めます。

○北園観光推進課長 まず、決算特別委員会資料の右下の決算8ページを御覧ください。

当課は、一般会計と特別会計がございます。

まず、一般会計であります。上から5段目、観光推進課の欄を御覧ください。

予算額が55億1,376万6,552円に對しまして、支出済額は42億9,008万6,343円で、翌年度への明許繰越額は5億3,478万2,552円、不用額は6億8,889万7,657円であり、執行率は77.8%、翌年度繰越額を含んだ執行率は87.5%でございます。

次に、特別会計でございますが、下から3段目、観光推進課の欄を御覧ください。

こちらは、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計と県営国民宿舎特別会計の合計額になりますが、予算額が1億201万7,000円に對しまして、支出済額は5,841万2,359円、翌年度への明許繰越額は4,282万3,000円、不用額は78万1,641円、執行率は57.3%、翌年度繰越額を含んだ執行率は99.2%でございます。

続きまして、資料の決算68ページを御覧ください。

(目)の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

まず、一般会計、上から3段目の(目)観光費であります。不用額の合計は6億8,889万7,657円となっております。主なものとしましては、表の一番下の負担金・補助及び交付金の6億8,222万4,360円であります。これは、主に国庫補助を活用して実施しておりました令和4年度からの繰越事業であります「観光みやざき回復支援事業」の旅行支援の執行残によるものであります。

続きまして、資料の決算70ページを御覧ください。

えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計、上から3段目の(目)観光費であります。不用額の合計は21万316円となっております。執行率が37.3%であります。これは2月補正で認めていただきましたえびの高原アイススケート場の冷却装置の更新委託につきまして、完成が令和6年度になることから繰り越したためであります。なお、繰越額を含めた執行率は99.6%となっております。

続きまして決算資料の71ページを御覧ください。

県営国民宿舎特別会計、上から3段目の(目)観光費であります。不用額の合計は57万1,325円となっております。執行率が76%となっております。これは2月補正で認めていただきましたえびの高原荘及び高千穂荘のボイラー更新工事につきまして、完成が令和6年度になることから繰り越したためであります。なお、繰越額を含めた執行率は98.9%となっております。

歳出決算の説明は、以上でございます。

次に、特別会計の歳入決算について御説明いたします。資料72ページを御覧ください。

まず、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計でございます。ページ中ほど歳入合計の欄を御覧ください。

左から 4 列目の調定額 4,949 万 472 円、その右の収入済額 4,949 万 472 円となりまして、収入未済額はございません。

続きまして、資料 73 ページを御覧ください。県営国民宿舎特別会計でございます。

ページ中ほどにあります歳入合計の欄を御覧ください。調定額 5,252 万 8,187 円に対しまして、収入済額 5,252 万 8,187 円となり、こちらも収入未済額はございません。

特別会計の歳入決算につきましては、以上でございます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。資料 74 ページを御覧ください。

産業づくりの 3、活発な観光・交流による活力の維持・創出の (1) 観光の振興であります。ページ中ほどの表、施策推進のための主な事業及び実績であります。まず、「MICE 推進強化」は、県観光協会を通じまして、本県で開催される各種学会などの MICE の開催支援を行いますとともに、企業や大学関係者等の招請を実施したものであります。

資料 75 ページをご覧ください。

1 段目の改善事業「観光デジタルプロモーション強化」は、県公式観光サイトにつきまして、ウェブサイトの構築から 10 年以上経過していたシステムを更新しまして、機能面の向上や魅力的なコンテンツの導入等を行い、令和 6 年 2 月に全面リニューアルしたものであります。

次に、一番下の新規事業「宿泊業の生産性・サービス向上支援」では、観光客のさらなる受入れ等を見据えて、人手不足等で厳しい経営環境にあります県内宿泊事業者の生産性やサービ

ス向上の取組の支援を行ったものでございます。

次に、資料 76 ページを御覧ください。

一番上の「観光みやざき回復支援」は、落ち込んだ旅行需要を回復するため、国の全国旅行支援を活用し、県内宿泊等の割引支援や、県内限定で利用できるクーポン付与を行ったもので、全額前年度からの繰越予算で実施したことになります。

次に、一番下の新規事業「ナッシーリゾート in 宮崎・県外発信」は、「みやざき大好きポケモン」でありますナッシーを活用しまして、県内交通 5 社と連携した誘客施策などを実施したものといたします。

次に、資料 77 ページを御覧ください。

下段の新規事業「観光みやざき需要回復・再生プロジェクト」は、国内交通事業者等と連携した観光プロモーションや、全国旅行支援終了後の旅行需要を喚起するため、県独自の旅行支援としまして、宿泊割引とデジタルクーポンを付与する夏のキャンペーンを実施したものであります。

次に、資料 78 ページの一番上になります。

新規事業「県内旅行宿泊応援クーポン付与」につきましては、物価高騰等による観光関連事業者等の影響を軽減するため、先ほどの「観光みやざき需要回復・再生プロジェクト」で実施した夏のキャンペーン後に、県内宿泊により県内限定で利用できるデジタルクーポンを付与する秋冬のキャンペーンを行ったものであります。こちらにつきましては、一部令和 6 年度に繰越しまして、今年度 4～6 月の閑散期対策としまして、デジタルクーポンを付与する春のキャンペーンを実施したところであります。

次の、新規事業「大阪・関西万博を見据えた観光誘客促進」は、大阪・関西万博を契機とし

た本県への誘客を図るため、万博公式サイトへ掲載する旅行商品造成のため、旅行会社向けのファムツアーを実施しましたほか、関西圏でのイベント出展等を行ったものであります。

次に、資料79ページを御覧ください。

上段の改善事業「海外市場デジタル活用誘客促進」では、海外向けSNSを活用した情報発信に取り組むとともに、OTAと呼ばれるオンライン旅行代理店等と連携しまして、ASEAN・中国市場向けにプロモーションを実施したものであります。

下段の改善事業「みやざきインバウンド誘客回復・強化」は、海外の現地での旅行博出展により、本県の観光PRを行いますとともに、九州各県で東アジアとの直行便が多く運行されている状況を踏まえまして、旅行会社に対し、県外空港経由で本県を周遊する旅行商品の造成支援等を行い、インバウンドの誘客促進を図ったものであります。

主要施策の成果に関する説明は、以上であります。

最後に、令和5年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書について御説明いたします。資料83ページを御覧ください。

えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計についてでございます。

84ページを御覧ください。

一番下、意見・留意事項等の欄でございます。今後とも、指定管理者と十分連携を図りながら、利用者のさらなる確保や効率的かつ安定的な施設の管理・運営を行うことが望まれるとの意見であります。

えびの高原スポーツレクリエーション施設は、屋外型アイススケート場としては、日本最南端に位置しておりまして、国立公園の利用促進と

本県観光の振興に寄与するための施設であります。県としましても、地元市町や関係機関との連携を強化し、効果的な情報発信を行うなど、利用者の確保や効率的かつ安定的な施設の管理運営を行ってまいります。

続きまして、資料85ページを御覧ください。

県営国民宿舎特別会計についてでございます。

資料86ページを御覧ください。一番下の、意見・留意事項等の欄でございます。

「えびの高原荘は、県道1号線の通行止めの影響などにより、前年度と比較して宿泊者数が減少し損失を計上したが経費削減等の取組により損失額は減少した。高千穂荘は、物価高騰や人件費の増などにより前年度と比較して支出が増加したものの、過去最高の宿泊者数となったことで収入が増加し利益を計上した。今後とも、指定管理者と十分連携を図りながら、利用者の更なる確保や効率的かつ安定的な施設の管理・運営を行うことが望まれる」との意見であります。

えびの高原荘及び高千穂荘では、それぞれの指定管理者が魅力的な宿泊プランの造成に取り組むなど、集客の増加に取り組んでいるところであります。県としましても、地元市長や関係機関との連携を強化しますとともに、効果的な情報発信や旅行会社に対して施設を活用したツアー造成の働きかけなどを行いまして、利用者のさらなる確保や、効率的かつ安定的な施設の管理運営を行ってまいります。

なお、監査委員の監査結果報告書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○渡邊スポーツランド推進課長 委員会資料右下8ページをお開きください。

上から6番目、スポーツランド推進課の欄を御覧ください。

予算額 4 億 8,641 万 6,000 円に對しまして、支出済額 3 億 4,182 万 9,012 円、翌年度への明許繰越額 1 億 2,602 万 3,289 円、不用額 1,856 万 3,699 円、執行率 70.3%。翌年度繰越額を含む執行率は 96.2%であります。

続きまして、87 ページをお開きください。

(目)の執行残が 100 万円以上のもの及び執行率が 90%未満のものについて御説明いたします。

一般会計、上から 3 段目の(目)観光費であります。不用額の合計は 1,856 万 3,699 円となっております。主なものとしまして、まず表の中ほど、委託料の不用額 418 万 4,135 円であります。これは、県内スポーツ施設の視察については、受入れチーム数や旅費の単価などが見込みを下回ったことや、市町村スポーツ施設の管理運営研修につきましては、当該研修に要する経費が見込みを下回ったことなどによる執行残であります。

次に、一番下の、負担金・補助及び交付金の不用額 1,426 万 7,594 円であります。これは、球春みやざきベースボールゲームズの実施等に要する経費の試合数等の確定に伴う執行残及び市町村のスポーツ施設整備費補助金の辞退などによる執行残であります。

なお、下から 3 段目の工事請負費につきましては、木の花ドームの改良工事経費で 1 億 2,602 万 3,289 円を令和 6 年度に繰り越しております。

歳出決算の説明は、以上でございます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

資料 88 ページを御覧ください。

産業づくりの 3、活発な観光・交流による活力の維持・創出の(1)観光の振興についてであります。

まず、主な事業名の一番上、新規事業「サー

ファーインバウンド誘致」につきましては、県観光協会を通じまして、韓国からサーフィン協会やインフルエンサー等を招聘し、ファムツアーを実施したものであり、本県の充実したサーフィン環境を SNS 等で発信し、新たな誘客につなげるものであります。10 月のファムツアーには 22 人参加し、その後のユーチューブやインスタグラムの閲覧数は約 1 万 2,000 回でございました。

次に、89 ページを御覧ください。

下段の改善事業「スポーツキャンプ・合宿全県展開促進事業」は、市町村に対し、スポーツ施設の資機材整備等を補助するほか、国内外代表合宿等の受入れ支援を行うものです。実績としましては、資機材補助は球場の改修や芝管理機等を要する経費について、記載の 9 市町村へ補助を実施しました。そのほか、7 月に実施されたラグビー日本代表、11 月に実施された侍 JAPAN アンダー 24 の合宿などの受入れについて、警備員の配置や練習環境整備など支援を行ったものです。

次に、90 ページを御覧ください。

上段の新規事業「屋外型トレーニングセンター管理運営」は、令和 5 年から供用を開始しております屋外型トレーニングセンターの管理運営に要する経費であります。令和 5 年度の実績は記載のとおりで、プロチーム等の受入れのほか、その他の期間につきましては、実業団や学生等のチームの利用も受け入れております。

下段の新規事業「プロチームキャンプ受入強化」は、J リーグのキャンプ期間に合わせた試合形式のイベント等を実施いたしました。

主要施策の成果に関する説明は、以上であります。

なお、監査委員の監査結果報告書に関しまし

ては、特に報告すべき事項はございません。

○児玉国際・経済交流課長 決算特別委員会資料の8ページをお開きください。

国際経済交流課は、上から7番目の欄でございます。

令和5年度の予算額は9億4,429万6,000円、支出済額は8億9,063万8,662円、不用額は5,365万7,338円で、執行率は94.3%でございます。

次に、資料の92ページでございます。

(目)の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて説明いたします。

まず、上から3段目の(目)計画調査費でございます。不用額が2,180万5,860円となっております。これは、主に「外国人材受入環境整備事業」において、公益財団法人宮崎県国際交流協会への委託料に執行残が生じたことによるものや、「世界とのつながり強化推進事業」におきまして、国外からの招聘者に要する旅費の執行残でございます。

続きまして、93ページを御覧ください。

上から3段目の(目)商業振興費でございます。不用額が43万7,537円、執行率は71.9%となっております。これは、主に印刷製本に要する需用費や、伝統工芸品の認定協議等に要する旅費の執行残でございます。

続きまして、94ページを御覧ください。

上から1段目の(目)貿易振興費でありますけれども、不用額が1,624万1,548円、執行率は87.8%となっております。これは、主に「みやざきSHOCHU輸出促進事業」の委託料の執行残や、「みやざき加工食品海外販路拡大支援事業」の補助金の執行残などによるものでございます。

次に、95ページを御覧ください。

上から1段目の(目)物産振興費であります。

不用額が1,321万4,075円となっております。これは、主に「ふるさと宮崎応援寄附金拡大事業」において、返礼品発送業務等の委託料が減少したことによるものでございます。

次に、96ページでございます。

上から2段目の(目)観光費であります。不用額が195万8,318円となっております。主なものは、上から3つ目の(節)共済費であります。これは、令和6年1月31日付で、職員の給与に係る地方職員共済組合の基礎年金拠出金の負担率が令和5年4月1日に遡及して引き下げられたことにより、執行残が生じたものでございます。

次に、主要施策の成果に関する報告書について説明をいたします。

97ページの人づくり1の(1)グローバル化への対応についてであります。次の98ページ、表の1番目、改善事業「多文化共生地域づくり推進」であります。これは、地域住民と外国人住民とが、共に地域社会の一員として理解し、協力し合う、多文化共生社会づくりを進めるため、宮崎県国際交流協会に業務を委託しているもので、多文化共生アドバイザーの派遣により、県民向け異文化理解講座を実施したほか、外国人住民支援事業としまして、外国人向け防災セミナーを開催したところでございます。

次の99ページを御覧ください。

表の2番目、改善事業「外国人材受入環境整備」であります。これは、外国人住民が増加する中、行政・生活全般に関する情報提供や相談対応を一元的に行う「みやざき外国人サポートセンター」を運営するとともに、地域や外国人住民等のニーズを踏まえた日本語教育の充実を図り、外国人住民も暮らしやすい社会づくりの推進に努めたところでございます。

次に、100ページを御覧ください。

表の 1 番目、新規事業「宮崎県人会世界大会開催」であります。これは、昨年度、本県で初めて開催しましたが、本県にゆかりのある方々676名が参加され、幅広い世代の参加者との相互理解と交流、県や県人会同士の交流によるネットワークの拡大、参加者がふるさと宮崎の魅力を再発見するなどの成果が得られたところでございます。

次に、ページ飛びまして103ページを御覧ください。

産業づくり 2 の (1) 経済と雇用を支える企業・産業の持続的な発展についてであります。

まず表の 1 番目、「みやざき海外拠点運営強化」でございます。これは、上海及び香港に海外交流駐在員を配置して、貿易・投資などに関する情報収集や、県内企業の海外活動の支援、本県への観光誘客の促進などに努めたところでございます。

次に、104ページを御覧ください。

表の 1 番上、改善事業「みやざき S H O C H U 輸出促進」であります。これは、本県の主要輸出品目である焼酎について、海外市場開拓を図るため、焼酎のブランディング・魅力発信のためのプロモーション等に取り組んだところであります。

続きまして、105ページを御覧ください。

表の 2 番目、新規事業「発酵×A i で北米に切り込む S A M U R A I プロジェクト推進」であります。これは、発酵食品である焼酎について、米国人の味覚や思考を A I で分析し、米国人にあった商品開発に向け、宮崎県酒造組合に対して補助を行ったものであります。

また表の 3 番目、新規事業「「世界の活力とりこみ」強化推進」であります。これは、新たな

市場や経済成長が著しいアジア地域からの外貨の獲得等により、世界の活力を取り込み経済交流の強化に取り組むものであります。

次に、106ページを御覧ください。

表の 3 番目、改善事業「県産品 P R イベント・フェア展開」であります。これは、新型コロナや原材料費等の高騰で事業者の販路が狭まる中、全国各地で県産品イベントフェアを開催することにより、認知度向上・販路開拓を図ったものであります。

次に、107ページを御覧ください。

表の 2 番目、新規事業「大阪・関西万博を見据えた県産品魅力発信強化」であります。これは、大阪・関西万博に向け、高まる関西圏の経済活力を取り込むため、県産品の期間限定ショップ、いわゆるトップアップショップの展開や、大規模商談会出店支援など、県産品を見る・知る・買える機会の創出を通じ、県産品の認知度向上・販路拡大を図ったものであります。

主要施策の成果につきましては、以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査結果報告書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○山下主査 執行部の説明が終了しました。

ただいまの説明について、質疑はございませんでしょうか。

○日高委員 資料88ページの「サーファーインバウンド誘致」でございますが、先週も全国大会が行われて活発化しており、選手の方々がこの宮崎県に 1 週間宿泊していただいたということで、本当にありがたいと思っています。主な実績内容等にある S N S による情報発信の閲覧数が 1 万 2, 000 回ということなんですが、海外のどういう方がこれを御覧いただいているのか分

かるものなのでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 具体的な数値は持ち合わせておりませんので、申し訳ございませんけれども分かりません。こちらは韓国サーフィン関係者を対象としたファムツアーを実施しておりますが、サーフィン人口は、2021年に70万人というような新聞報道もございましたので、チャンスと捉えて取組を進めてまいりたいと思います。

○日高委員 先ほど企業立地課のほうで各語に対応しているということなんですけれども、SNSに関していろんな言葉で対応しているということでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 このツアーが終了した後、こういったSNS等の閲覧回数もそうなんですけれども、韓国の地元の新聞でも、木崎浜やお倉ヶ浜の紹介をされているようですので、効果はあったのではないかと考えているところです。

○日高委員 韓国では今、サーフィンが盛り上がっているということなので、ぜひ引き続き取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○今村副主査 資料86ページのえびの高原荘と高千穂荘の国民宿舎に関してなんですけれども、えびの高原荘の損失額は分かるものなのでしょうか。

○北園観光推進課長 まず、宿泊者数につきましては、令和4年度の1万2,743人から1万798人に減少しております。収入につきましては1億9,197万8,000円から1億6,996万2,000円に、2,201万6,000円減少しています。支出につきましては、令和4年度の2億2,043万4,000円から1億9,289万4,000円と、2,754万円減少しています。結局、収入も減ったんですけれども、

それ以上に支出をやりくりして損失を減らした形になっております。

○今村副主査 あと今年度の見通しについて何か分かりますか。

○北園観光推進課長 今年度につきましては、今年度から新たな指定管理者に替わったところでありまして、年度初めになかなか人が集まらなかったということで、夕食プランがスタートできなかったというのがございます。今1年目の指定管理者も一生懸命、いろいろ取り組んでおりまして、6月以降は県産食材を使った夕食プラン「ノカイドウプラン」とか、そういったものもありますので、県も連携して一緒に広報PRしながら、誘客対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺委員 資料89ページです。

スポーツキャンプの誘致というところで、市町村の施設・資機材等整備支援が9市町村ということなんですけれども、当然、市町村が持たれている施設の種類によってスポーツも決まると思われます。それぞれの施設に対して、例えば照明だとか、空調とか、いろいろな資機材等を整備されていると思うんですけれども、将来、9市町村以外に広がっていくのか、そのあたりの整備計画がもしあれば教えてください。

○渡邊スポーツランド推進課長 支援の中身につきましては、それぞれ市町村から要望がございました。例えば、芝管理用の機材ですとか、ウェイトトレーニングの機器などを昨年度は支援しております。この事業につきましては財政力指数により、市町村に2分の1負担していただいたり、3分の1負担していただいたりして行っているわけなんですけれども、基本的には市町村が必要となるもので申請が上がってきたものに対して補助をさせていただく形になりま

す。

○**渡辺委員** いろんな市町村が希望を出していると思うんですけども、年次ごとに消化していく感じでしょうか。

○**渡邊スポーツランド推進課長** 予算が上限になるまで市町村の掘り起こしを行っています。今の日本一挑戦プロジェクトのスポーツ観光プロジェクトの中で全県下、通年化、あと多種目をキーワードに取り組んでおりますので、そういうことを考えながら、審査の上、支援していきたいと思っております。

○**渡辺委員** あわせて、この資料89ページの上のほうに誘致セールス9回というのがございますけれども、誘致先が分かっているならば教えてください。

○**渡邊スポーツランド推進課長** こちらに記載しております誘致セールスにつきましては、例えば観光協会ですとか、旅行代理店、大会の視察等のほうもこちらで行っているところです。

○**渡辺委員** バレーボールだったら日本バレーボール協会とか、サッカーだったら日本サッカー協会とかスポーツごとの主催者やチームへの誘致ということではないのでしょうか。

○**渡邊スポーツランド推進課長** 当然、競技団体のほうにも伺わせていただくことになります。

○**安田委員** 資料104ページの「みやざきSHOCHU輸出促進」は、すごくいいネーミングで、海外で初となる「焼酎ノンジョルノin香港」ということで、どういう評価がなされたのかなという思いもあります。焼酎販路開拓の商談会が行われておりますが、どちらのほうに行って、どのような成果があったのか教えてください。

○**児玉国際・経済交流課長** 記載のとおり、中国、香港、北米等々でいろんな事業をやっているんですが、まず中国では、上海や北京のバー

で宮崎県産酒のプロモーションを実施したところでございます。香港では、香港事務所が調整しまして、香港ノンジョルノということで、県人会等も参加しながら焼酎を楽しむイベントを実施したところでございます。

それから、北米とありますけれども、こちらは九州の4県ほどで連携いたしまして、ワシントンなどで焼酎のセミナー等を実施したところでございます。

○**安田委員** 香港でありました県人会で、試食会という感じでされたのか、試食会をした後に販売につながったのかというのが非常に大事なところになってくると思うんですけども、そういう情報は県のほうには入ってきていますか。

○**児玉国際・経済交流課長** その場での販売までは行っていませんけれども、香港にある県人会の方が主催するレストランで、宮崎県の本格焼酎と郷土料理を提供しながらイベントを実施して、現地香港人の方に宮崎の焼酎と食を味わっていただく、楽しんでいただくイベントでございまして、そこで直接販売に至っております。

○**安田委員** この焼酎という文化ですけれども、海外の人たちには受けたのか、受けなかったのか、どちらなのでしょう。

○**児玉国際・経済交流課長** 焼酎につきましては、やはり日本酒と比べまだ輸出が伸びていない状況で、認知度や割って飲むという文化もないところもございます。本県の焼酎の輸出自体は伸びてはいるんですが、全体から見るとまだ僅かな額でございまして、まずは認知度を高めることが必要になってくると考えております。

○**本田委員** 資料75ページの「観光デジタルプロモーション強化」のところで、観光サイトを春にリニューアルされたと思いますが、年間アクセス数300万件は昨年の実績でしょうか。

○北園観光推進課長 こちらの年間アクセス数は昨年度の実績になります。2月からリニューアルしていますので、リニューアル後の期間は2か月ぐらいしか入っていない数字になります。

○本田委員 今回のサイトの強化ポイントを再度教えていただけませんか。

○北園観光推進課長 新しいサイトのリニューアルポイントですけれども、まずサイトの名称について、今まで検索エンジンでなかなか上位表示されなかったということで、名称を「みやぎ観光ナビ」に変更しました。あと、掲載写真のサイズや枚数について、同じスポットでも時間帯や季節、画角等が異なる複数枚の写真を掲載するように変えています。あと内容の充実として、検索されやすいキーワードを含む形でヒット率を向上させるようなリニューアルにしています。あと、ニーズが高い情報の発信ということで、アクセス数が増えているページをピックアップするコーナーを設けたりしています。

結果、先ほど年間アクセス数はありましたけれども、リニューアル後の令和6年3月～8月のアクセス数——旅行支援とかそういうのがあると伸びたりするので、単純に比較はできないんですけれども、昨年と比べると前年比で175%になっております。

○本田委員 「旬ナビ」のときも見られている方が非常に多くて、175%と数字が伸びているということは大変好調かなと感じます。やはり観光立県宮崎として、このサイトは非常に重要だと思っておりますので、引き続きよろしく願います。

○北園観光推進課長 ありがとうございます。我々も情報発信は非常に大事なところだと認識しておりますので、今後とも取り組んでまいりたいと思います。

○本田委員 資料100ページの「宮崎県人会世界大会開催」について、そろそろ1年になりますけれども、かなり盛大に開催されて、いろいろな意味で広がり感を持っていると思いますが、このネットワークが具体的にどう広がったとか、そういう結果があれば教えていただきたいと思います。

○児玉国際・経済交流課長 1年がたちまして、各県人会にもいろいろなアンケートを取ったりして、いろいろな御意見をいただいているところでございます。まずよくお聞きするのが、特に海外の県人会で、横のつながり——例えばベトナムにはホーチミンとハナイの2か所にあるんですけれども、アメリカでもロサンゼルス、ニューヨーク等、県人会があるんですけれども——昨年の県人会を通して横のつながりが改めて確認できたということで、今後連携して何か取り組んでいきたいという話もありました。あと、ふるさと宮崎に帰ってきて、改めてふるさと宮崎を再認識した中で、何か宮崎に貢献できるような具体的な取組ができないか検討される方もいらっしゃると思うところでございまして、今後そのような検討がされて、実績につながればいいなと思っているところでございます。

それから、県が行う県産品のPRや、海外のプロモーションなどを県人会も一緒になってPRしたい、あるいは観光誘客等でいろいろなお手伝いをしたいというお話を伺っているところでございます。

○本田委員 具体的に、例えばどこかの国の県人会が新しく立ち上がったとか、そういうのはないですか。

○児玉国際・経済交流課長 昨年の県人会を契機に新しく立ち上がったというのは確認しておりませんが、とある都市にも県人会があつ

たんだと確認できた状況にはございます。

○本田委員 昨年の参加者を見ると、以前、海外にいらっしゃって県人会に入っていたんですけども、国内に戻って、国内でそういう支援をされている方も結構いるのかなと思っています。例えばベトナムに行っていたんですけども、そのときにベトナムの県人会に入っていて、国内で今、何か活動をされている顔ぶれも結構多いので、そういう方々の活用もぜひよろしくお願いいたします。

○児玉国際・経済交流課長 いろいろな方々がいらっしゃいますので、いろいろな活用を考えられると思います。今、委員から御指摘のありましたように、こちらに帰って来られて——例えば貿易関係の業務に携わっていたということで、滞在されていた相手国の流通状況に詳しい方がいらっしゃれば、私どもの事業の中でいろいろな情報を得たり、一緒にやったりすることもできますでしょうし、あと、観光・誘客関係で、いろいろな支援をいただけるんじゃないかと考えております。今後、いろんなネットワークを通じて、そういう方々を再確認いたしまして、できるだけ県の施策展開につながるように、昨年の成果を生かしてまいりたいと考えております。

○日高委員 関連で、県人会世界大会のフェイスブックで、宮崎の情報を発信されていると思います。県人会の皆さんが各国でいろいろなイベントをされているんですよね。そのイベントの情報をフェイスブックに上げていただくと、各県人会が刺激し合って、「うちも動かないかん」、「うちもあれせないかん」、「こんなことができるっちゃ」というような共有スペースになるのかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○児玉国際・経済交流課長 情報発信は非常に大事だと思っております、フェイスブックもそうですけれども、今回、県人会のホームページを県で改めて構築し直しまして、一元的に管理——今まで各県人会は、ばらばらにホームページがあったんですけども、一つの窓口を県で作りました。そこにアクセスすればいろいろな情報が収集できるということで、その中に各県人会の活動状況なり、会員募集なりの情報を入れて、広く情報提供できるようにしているところでございます。

○日高委員 僕も個人的に今、LINEをグループでやっているんですけども、いろんな方からこういうことをしましたよと上がってくると、ほかの国の方がいいですねという話も出てくるので、ぜひそれを構築していただきたいと思います。お願いします。

○山下主査 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 それでは、以上をもって、観光推進課、スポーツランド推進課、国際経済交流課の審査を終了いたします。

引き続き総括質疑に入りますが、準備のため暫時休憩いたします。

午後 3 時 13 分休憩

午後 3 時 14 分再開

○山下主査 分科会を再開いたします。

説明及び質疑は全て終了しましたので、総括質疑に移ります。

商工観光労働部の決算全般について何か質疑はありませんか。

○日高委員 何年か前から急速にグローバル化が進んでいる部分もあります。今から外国人がどんどん日本に入ってきて、日本が外国人に頼

らざるを得ない部分で、外国人のサポート体制もどんどんできていっていると思います。

一番初めにインバウンドで入ってくるのは飛行機だと思うんですけども、韓国便が毎日就航するようになっていく中で、アウトバウンドが必要だと思うんです。県職員もアウトバウンドに協力する体制というか、韓国に行こうという流れはあるのでしょうか。

○佐野観光経済交流局長 まさしく、週1便で台北線の定期便が11月26日から再開される所です。アジアナ航空の12月18日からのデイリー化もですけども、これを維持していこうと思えば、アウトバウンドが必要なんです。それがちゃんとできないと、やはり先々維持が難しいところがございます。

先ほどの日高委員からの御質問でいきますと、それこそ今度チャーターでも定期便でもそうなんですが、県職員向けの庁内システムのメール等を活用して紹介することで、当然県職員にも利用促進の協力を呼びかけているところでございます。

それこそ、議員の皆様もですけども、経済界も含めて総力戦でいろいろとお願いしながら、最初安定するまでは、ぜひみんなで応援していただいて、より線が太くなるようにしていければと思っているところでございます。

○日高委員 やっぱり実際に行ってみないと良さも分からないし、その良さを伝えることもできないので、ぜひ県職員の皆様も、議員の皆様も、韓国のほうに足を運んでいただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○山下主査 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 それでは以上をもって、商工観光労働部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時14分休憩

午後3時19分再開

○山下主査 それでは、分科会を再開いたします。

明日午前10時から県土整備部を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、以上で本日の分科会を終了いたします。

午後3時19分散会

令和6年10月1日(火曜日)

午前9時58分再開

出席委員(8人)

主	査	山	下	寿
副	主	査	今	村
委	員	外	山	衛
委	員	日	高	陽
委	員	安	田	厚
委	員	本	田	利
委	員	松	本	哲
委	員	渡	辺	正

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長	桑	畑	正	仁
県土整備部次長 (総括)	井	上	大	輔
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	松	山	英	雄
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	中	原		学
高速道対策局長	栗	山	健	作
管理課長	鬼	塚	保	行
用地対策課長	前	村	敦	子
技術企画課長	植	村	幸	治
工事検査課長	児	玉	広	文
道路建設課長	田	中	智	也
道路保全課長	椎	葉	倫	男
河川課長	和	田	安	生
ダム対策監	山	下		修
砂防課長	小	倉	浩	嗣

港湾課長	岩	切	靖	考
空港・ポート セールス対策監	岡	部		章
都市計画課長	松	田	豪	紀
美しい宮崎づくり 推進室長	村	岡	昭	彦
建築住宅課長	松	田	真	二
営繕課長	下	温	湯	盛
設備室長	久	保	田	昌
高速道対策局次長	岩	切	道	雄

事務局職員出席者

議事課主査	岩	下	恵	美
総務課主任主事	徳	永	采	香

○山下主査 それでは、分科会を再開いたします。

それでは、令和5年度決算について、県土整備部長から総括説明をお願いいたします。

○桑畑県土整備部長 令和5年度の決算につきまして、委員会資料により御説明いたします。着席して説明させていただきます。

決算特別委員会資料の3ページを御覧ください。

総合計画の体系表に基づきまして、主要施策の成果について御説明いたします。

この施策体系表は、「宮崎県総合計画2023」における分野別施策のうち、県土整備部が所管しますものを記載したものであります。

まず、「くらしづくり」の分野であります。

施策の1つ目、「自然・環境にやさしい社会づくり」では、県民との協働による河川・海岸の環境美化・保全活動を推進し、「良好な自然環境・生活環境の保全」に取り組んだところであります。

2つ目の「安心で快適に暮らせる社会づくり」では、美しい宮崎づくりの推進や都市公園の整備、県営住宅の建て替えや改修を行うなど、「快適で人にやさしい生活・空間づくり」に取り組みますとともに、街路の整備などにより、まちづくりと一体となった道路の整備を進め、持続可能な地域交通網の構築に努めたところであります。

3つ目の「安全な暮らしが確保される社会づくり」では、4～5ページの記載となりますが、河川の改修や急傾斜地の崩壊対策など、台風や地震・津波等による災害を防止・軽減するための対策を実施しますとともに、建設産業における担い手の確保・育成やDXの推進、住宅の耐震化に関する啓発や支援を行うなど、「災害に強い県土づくり」に取り組んだところであります。

また、通学路の歩道整備や区画線・ガードレールの設置を行うなど、「交通事故のない社会づくり」に努めたところであります。

次に、5ページの「産業づくり」の分野についてであります。

将来像の「経済・交流を支える基盤の整備」では、東九州自動車道の「高鍋～西都」間の4車線化や、九州中央自動車道においては蘇陽五ヶ瀬道路が着工されるなど、高速道路の整備が推進されたほか、細島港などの重要港湾の整備などを進め、「広域交通・物流ネットワークの整備・充実」に取り組んだところであります。

次に、5ページの令和5年度決算の状況について御説明いたします。

6ページを御覧ください。

一般会計と特別会計の合計につきましては、表の一番下の段になりますけれども、予算額が1,573億6,212万9,574円、支出済額が961

億1,664万4,191円、翌年度繰越額につきましては、明許繰越が557億447万3,081円、事故繰越が23億1,299万5,052円、不用額が32億2,801万7,250円となっております。執行率につきましては61.1%で、翌年度への繰越額を含めると97.9%となっております。

次に、110ページを御覧ください。

監査における指摘事項等につきましては、2件の指摘事項と7件の注意事項がございました。

また、別冊の令和5年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書におきまして、2件の意見・留意事項がございました。

これらの詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○山下主査 部長の総括説明が終了いたしました。

これより、管理課、用地対策課、技術企画課、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を行います。

令和5年度決算について、各課の説明を求めます。

○鬼塚管理課長 決算特別委員会資料の9～10ページが、当課の事項別明細説明資料になります。

まず、10ページを御覧ください。

表の一番下の段、管理課の計でございますが、令和5年度の決算額は、予算額19億7,887万9,000円に対しまして、支出済額18億6,751万9,707円、不用額1億1,135万9,293円で、執行率は94.4%であります。

次に、各会計の（目）における執行率が90%未満のものはございませんので、不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

なお、この後の各課の説明におきましても、各会計の（目）における執行率が90%未満のものと、不用額が100万円以上のものについて御説明させていただきます。

9 ページにお戻りください。

上から 3 段目の（目）土木総務費でございますが、不用額が 1 億792万3,652円で、主なものは、給料、職員手当等の人件費でございます。これは、職員費で支出を予定していた人件費を、公共事務費の支出に振り替えたことによるものです。

次に、10ページを御覧ください。

上から 4 段目の（目）建設業指導監督費でございますが、不用額が343万5,641円で、これは、建設業許可に要する経費及び建設産業振興に関する委託料の執行残であります。

決算については以上であります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果につきましては、ページ中央下と右下にそれぞれページが記載されておりますが、右下に記載のページで説明させていただきます。

なお、この後の各課の説明におきましても同様の説明とさせていただきます。

それでは、資料の11ページを御覧ください。

（1）の災害に強い県土づくりに係る事業であります。

表の事業名「建設業指導」では、建設業法に基づく建設業許可や経営事項審査、法令遵守等に関する指導を行ったところであります。

次に、12ページを御覧ください。

表の一番上にあります、「みやざき建設産業経営基盤強化支援」では、建設事業協同組合等が

行う融資の原資となる資金を貸し付けるとともに、県内各地で建設業者研修会を開催したところであります。

次の「未来へつなぐ建設産業担い手確保・育成支援」では、従業員の技術力向上に取り組む建設業者等に対する支援を行ったほか、建設産業の担い手コーディネーターを配置し、高校生を対象とした現場見学会、就業体験を開催いたしました。また、建設産業魅力発信ポータルサイトにより、建設産業の魅力を幅広い世代に向けてPRしたところであります。

次に、13ページを御覧ください。

表の一番上にあります新規事業「建設技術者事務効率化アドバイザー緊急派遣」では、建設技術者の事務作業をサポートする人材の育成を図るため、研修やセミナーを開催したところであります。

以上、御説明いたしましたこれらの取組を通じまして、今後も関係団体等との一層の連携強化を図りながら、建設産業の魅力向上とそのPRに努め、将来の担い手の確保・育成につなげてまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

○前村用地対策課長 決算特別委員会資料15ページを御覧ください。

まず、一般会計についてであります。

一番下の段、一般会計、計の欄を御覧ください。

令和 5 年度の決算額は、予算額 6 億3,886万9,113円に対しまして、支出済額 5 億2,711万236円、翌年度繰越額9,903万1,781円、不用額1,272万7,096円となります。執行率は82.5%

で、これは、翌年度への繰越しによるものであります。

不用額100万円以上のものにつきましては、上から3段目の(目)土木総務費1,272万7,096円ですが、その主な理由は、公共用地取得事業特別会計における事業費の確定に伴い、一般会計からの繰り出しが不用になったことによるものであります。

次に、16ページを御覧ください。

公共用地取得事業特別会計についてであります。

次の17ページを御覧ください。

下から2つ目の段、特別会計、計の欄ですが、令和5年度の決算額は、予算額7億7,208万4,113円に対しまして、支出済額6億4,026万8,489円、翌年度繰越額1億1,938万6,723円、不用額1,242万8,901円となります。執行率は82.9%で、これは、翌年度への繰越しによるものであります。

16ページにお戻りください。

不用額100万円以上のものにつきまして、上から3段目の(目)土木総務費1,242万8,901円ですが、その主な理由は、国道218号五ヶ瀬高千穂道路工事及び蘇陽五ヶ瀬道路工事の事業費の確定に伴い、不用となったことによるものであります。

これらによりまして、当課の決算は、17ページの一番下の段、用地対策課計の欄のとおり、予算額14億1,095万3,226円に対しまして、支出済額11億6,737万8,725円、翌年度繰越額2億1,841万8,504円、不用額2,515万5,997円となります。執行率は82.7%で、翌年度への繰越額を含めると、98.2%となります。

次に、18ページを御覧ください。

公共用地取得事業特別会計における歳入につきまして、上の表の一番下の段、歳入合計の欄を御覧ください。

令和5年度は、予算現額7億7,208万4,113円、収入済額6億6,092万6,349円で、収入未済はございません。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

資料の19ページを御覧ください。

公共事業用地取得の推進であります。これは、公共事業の円滑な推進のため、特別会計において公共用地の先行取得を行うものであります。

令和5年度は、国道218号の五ヶ瀬高千穂道路工事、蘇陽五ヶ瀬道路工事などの先行取得を行ったところであります。

次に、別冊の令和5年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書のスライドの48枚目、40ページを御覧ください。

公共用地取得事業特別会計につきまして、ページの下の方、太文字の意見・留意事項等ありますが、公共用地の計画的な取得のため、引き続き円滑な運営が望まれるとの御意見をいただいております。

公共事業の円滑な推進に向け、引き続き計画的な用地取得と適正な運営に努めてまいります。

最後に、監査委員の監査報告書につきまして、特に報告すべき事項はございません。

○植村技術企画課長 委員会資料の21ページを御覧ください。

一番下の段、技術企画課計の欄のとおり、当課の令和5年度決算額は、予算額5億5,384万4,070円、支出済額4億8,848万8,106円、明許繰越額5,251万285円、不用額1,284万5,679円で

あります。執行率は88.2%ですが、翌年度への繰越額を含めると、97.7%となっております。

次に、不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

表の上から 3 段目の (目) 土木総務費を御覧ください。不用額が1,284万5,679円となっておりますが、これは主に、新土木積算システム構築事業の業務委託において執行残が生じたものでございます。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

資料の22ページを御覧ください。

(1) 災害に強い県土づくりについてであります。

表の「盛土防災総合推進事業」であります、これは、盛土規制法に基づき、規制区域の指定に必要な基礎調査等を実施したものであります。

昨年度の補正予算でお願いした事業で、令和 6 年度に4,251万円を繰越しております。繰越事業のため、事業は完了していませんが、危険な盛土等に対する対策として、県全域の既存盛土等の危険性を把握するための調査等を実施しております。

今後は、設定した規制区域案に関する市町村からの意見聴取及びパブリックコメント等を踏まえて、令和 7 年度の規制区域指定に向けて取り組んでまいります。

次に、23ページの「インフラ D X 推進事業」であります。

これは、デジタル技術を活用し、建設産業における担い手確保や生産性の向上を図るため、民間技術者や産業開発青年隊を対象に、I C T 活用工事に関する研修等を実施したものであります。

また、公共土木施設の管理台帳や施設点検・補修履歴などの情報を一元管理する台帳等管理システムの検討業務に取り組んでおり、令和 6 年度に事業費1,000万円を繰越しております。

今後は、台帳等管理システムの構築や研修内容のさらなる充実により、建設業の生産性向上や業務の効率化・迅速化を引き続き図ってまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

○田中道路建設課長 委員会資料26ページを御覧ください。

表の一番下の段、道路建設課の計であります、令和 5 年度の決算額は、予算額が368億8,446万5,000円、支出済額が202億1,798万8,642円、明許繰越額が165億4,127万8,000円、事故繰越額が1億744万6,790円、不用額が1,775万1,568円で、執行率が54.8%となっております。翌年度への繰越額を含めると、99.9%となっております。

次に、不用額100万円以上のものを御説明いたします。

25ページにお戻りください。

下から 5 段目にあります (目) 道路新設改良費を御覧ください。不用額が1,762万1,590円となっておりますが、これは、主に国庫補助事業が確定したことに伴う不用額であります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

27ページを御覧ください。

表の中の事業名「直轄道路事業負担金」であります。この事業は、道路法の規定により、国が整備をしております国道10号ほか、1路線5

工区の整備費の一部を県が負担したものであります。

この事業におきまして、道路改築のほか、交通安全対策などが実施されたところであります。

次に、28ページを御覧ください。

「公共道路新設改良」であります。この事業は、主に国の補助金や交付金を活用して、国道や県道の改良を行う事業であります。

主な実績内容等の欄を御覧ください。道路改築の状況でございますが、一般国道では、国道327号ほか7路線22工区の整備を行い、1,180メートルの供用を開始し、また、地方道では、宮崎西環状線ほか44路線66工区の整備を行い、5,660メートルの供用を開始したところであります。

次に、30ページを御覧ください。

Iの施策の成果等であります。

①にありますように、国の直轄事業におきましては、国道10号などのバイパス整備や防災対策事業等が進められたところであります。令和5年6月には、国道10号の門川町～日向市の拡幅事業が完了したところであります。

また、②にありますように、宮崎市中心部の渋滞緩和や物流の効率化を図るため、県道宮崎西環状線、古城工区などの整備を進めるとともに、③にありますように、中山間地域等の産業、生活、医療を支援するため、国道327号佐土の谷工区などの整備を進めてきたところであります。令和5年12月には、椎葉村の国道327号佐渡の谷大橋が供用を開始したところであります。

IIの今後の方向性の欄を御覧ください。

本県の道路改良率は70.8%にとどまっており、さらなる整備を図る必要があると考えております。

今後も必要な予算の確保に努め、整備を推進

し、地域の交流・連携、災害発生時の応急復旧活動等を支える道路ネットワークの構築に取り組んでまいります。

最後に、監査結果報告書指摘事項等について御説明いたします。

110ページを御覧ください。

(1)収入事務の指摘事項についてであります。

道路事業受託料について、調定の時期を誤っているものが見受けられたとの指摘でございます。

改善につきましては、収入事務に関する規定の再確認を行うとともに、担当職員が会計事務研修を受講するなど、組織内の体制を強化し、再発防止に努めてまいります。

また、決算意見審査書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○椎葉道路保全課長 委員会資料の33ページを御覧ください。

ページの一番下の段、道路保全課計に記載しておりますとおり、令和5年度の決算額は、予算額が253億3,323万3,000円に対しまして、支出済額が178億967万1,260円、明許繰越額が75億1,389万292円、不用額が967万1,448円で、執行率は70.3%、翌年度への繰越額を含めると、99.9%となっております。

次に、不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

2ページお戻りいただきまして、31ページを御覧ください。

上から3段目の(目)道路橋梁総務費でございます。不用額が914万7,184円となっておりますが、これは主に、道路台帳修正業務に要する経費等の執行残によるものであります。

32ページを御覧ください。

上から2段目の(目)道路維持費でございます。執行率が69.2%となっておりますが、翌年度への繰越しによるものであります。

33ページを御覧ください。

中ほどの(目)橋梁維持費でございます。執行率が78.7%となっておりますが、これも翌年度への繰越しによるものであります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

資料の34ページを御覧ください。

(1)の快適で人にやさしい生活・空間づくりについてであります。

表の「沿道修景美化推進対策」であります。これは、空港、港湾、駅などの主要な交通の玄関口と、県内の主要な観光地などを結ぶ路線である沿道修景美化推進路線等において、花の植栽や除草等を行ったところであります。

35ページを御覧ください。

表の「美しいみやぎきの道」県民ボランティア支援」であります。これは、地域住民等が行う道路美化や草刈り活動に対しまして、活動用具や活動奨励金の支給を行ったところであります。

36ページを御覧ください。

Iの施策の成果等であります。①にありますように、沿道修景美化推進路線への重点的な植栽等の実施により沿道の修景美化を図ったところでありまして、引き続き効率的な沿道修景美化に取り組んでまいります。

②の地域住民等が行う道路愛護活動につきましては、延べ参加人数が6万4,900人余となり、また、「クリーンロードみやぎき推進事業」による協定締結団体数は、目標に対して順調に増加

しているところであります。

37ページを御覧ください。

(1)の災害に強い県土づくりについてであります。引き続き38ページを御覧ください。

表の「公共道路維持」であります。この事業は、国の補助金や交付金で実施する事業であり、橋梁補修をはじめ、のり面の防災対策や舗装補修などを行ったところであります。

40ページを御覧ください。

Iの施策の成果等であります。主に国庫補助事業等で実施している緊急輸送道路の防災対策や、橋梁の老朽化対策については、目標達成に向けて順調に進展しているところであります。

また、日常的な道路の管理につきましては、道路パトロール等により不具合を把握し、速やかに補修をするなど、適正な維持管理を図ったところであります。

今後も引き続き、必要な予算の確保に努め、効果的な事業執行を行うことで、防災対策や適正な維持管理を進めてまいります。

41ページを御覧ください。

(2)の交通事故のない社会づくりについてであります。

表の「公共道路維持」であります。この事業は、国の補助金や交付金で実施する事業であり、歩道などの交通安全施設の整備を行ったところであります。

42ページを御覧ください。

表の「人にやさしい沿道環境整備」であります。区画線や防護柵の整備など安全対策を行ったところであります。

43ページを御覧ください。

Iの施策の成果等であります。交通安全施設の整備につきましては、通学路交通安全プロ

グラムを中心に整備を進めており、歩道整備などの安全・安心な歩行空間の確保を行ったところであります。

今後も引き続き、道路管理者、警察、教育委員会等と連携し、交通安全対策の充実を図ってまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

○栗山高速道対策局長 決算特別委員会資料の106ページを御覧ください。

一番下にございます高速道対策局の計の欄を御覧ください。

当局の令和5年度の決算額につきましては、予算額35億7,809万8,000円、支出済額35億7,651万2,247円、不用額につきましては158万5,753円、執行率は99.9%となっております。

(目)の執行率が90%未満のものはございません。

執行残が100万円以上のものにつきまして御説明を申し上げます。

こちらの表の3段目、(目)道路橋梁総務費でございますが、不用額が158万5,753円となっております。こちらは主に、高速道路のPRに関しますパンフレットの作成や業務委託におきまして、執行残が生じたものでございます。

次に、主要施策の成果につきまして御説明いたします。

資料の107ページを御覧ください。

(1) 広域交通・物流ネットワークの整備・充実についてでございます。

中段にございます表の施策推進のための主な事業及び実績についてでございます。

まず、1段目の「高速道路網整備促進」につ

きましては、各種大会の開催等や国及び関係機関への要望活動などに関する費用になっております。令和5年度実績ですが、各種大会などが18回、要望活動などが12回となっております。

また、五ヶ瀬高千穂道路に関する用地国債を活用した用地先行取得分の繰出金を、公共用地取得事業特別会計へ支出しております。

次に、1枚めくりまして、108ページを御覧ください。

「高速自動車国道等直轄事業負担金」につきましては、新直轄方式で整備されている「清武南～日南北郷」間及び、直轄方式で整備されています日南・志布志道路などの5区間、計6区間の整備に係ります県の負担金となっております。

次に、施策の成果などにつきまして御説明いたします。

資料の109ページを御覧ください。

上段の表の②にございますように、東九州自動車道につきましては、県南区間の事業推進のほか、「高鍋～西都」間の4車線化事業の着工など、また、九州中央自動車道におきましては、蘇陽五ヶ瀬道路の着工のほか、*計画段階評価の一部1区間着工など事業が進捗してございます。

今後とも沿線の自治体、また民間団体などとさらなる連携を図りながら、高速道路ネットワークの一日も早い全線開通及び暫定2車線区間の4車線化に向けまして、引き続き建設促進大会の開催や、国への要望活動などに力を入れて取り組んでまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

※36ページに訂正発言あり

○山下主査 それでは、執行部の説明が終了しました。

ただいまの説明について、質疑はございませんでしょうか。

○栗山高速道対策局長 失礼しました。一部訂正をさせていただきます。今回、令和5年度の報告になってございますが、先ほど、九州中央自動車道の計画段階評価と申し上げましたが、あれは令和6年度に入ってからでございますので、年度が1年ずれてございました。失礼いたしました。

○安田委員 資料21ページの盛土規制法に基づく基礎調査ですが、県土整備部が把握する盛土と、農政水産部が把握する盛土があると思うんですけれども、県土整備部が把握している調査ではどのような結果が出たのか、また、今後はどのようにしていくのかお伺いします。

○植村技術企画課長 既存盛土の把握につきましては、昨年度、公共三部で負担金を頂きまして——農政水産部と環境森林部から負担金を頂きまして、県土整備部で一括して調査をしております。各部の所管する場所とか、そういうことではなくて、全県的に既存盛土の箇所数と場所を把握しております。

○安田委員 全県の盛土の箇所数と、危険と思われる盛土の箇所数が分かれば教えていただきたいと思います。

○植村技術企画課長 既存盛土の箇所につきましては、約6,200か所でございます。危険度につきましては現在調査中でございまして、要対策、経過観察、対策不要という形で分類しようということで、今年度から着手しております。

○安田委員 約6,200か所といったら相当な数でありますので、県も把握しながら、安心な盛土

というか、今後対策を取っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○日高委員 資料12ページについて、「未来へつなぐ建設産業担い手確保・育成支援」ということですけれども、自然災害が頻発化・激甚化する中、県民の安心・安全を守る上で、建設業者をしっかりと守らなければ、育成支援ができないと思っています。高校生を対象とした現場見学会、就業体験の実施とありますけれども、この13校で学生が何名参加したか分かりますでしょうか。

○鬼塚管理課長 延べ13校でございまして、延べ552名に参加していただいております。

○日高委員 先日、幼稚園の経営者の方が11名集まって、保育士が足りないという話の中で、一つの幼稚園だけは、「うちは十分足りています」と言っていました。なぜかという、近所の中学生・高校生が体験に来ていただいて、その子どもたちが必ず受けてくれるという話をされていたんですね。だから、逆に落とすほうが大変なんですという話をされていたんですけれども、この体験は本当に大事なことだと思っております。中学生のうちから、体験してみる価値があると思うんですが、そういう取組はあるんでしょうか。

○鬼塚管理課長 今おっしゃった就業体験は、高校生をメインに県内就職というところを目指しております。高校生を対象にやっているところでございます。

例えば、現場見学会だと、中学生を対象としたところもあると思います。これ以外でも様々やっております。中学生に建設業の現場を知っていただく、先輩からお話を聞いていただくということで、出前講座は中学生にも参加してい

ただいておりますので、対象を高校生から広げている事業がございます。

○日高委員 災害に対応できなくなる地域が出てくると、本当に大変な状況になると思いますので、ぜひこの取組をしっかりと行っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○松本委員 関連で、実績内容の中に採用力向上セミナー開催というのがありますが、詳しく教えていただけないでしょうか。

○鬼塚管理課長 これは、建設業者の採用力を伸ばしていただきたいということで、専門の講師を派遣いたしまして、建設業者の採用活動のノウハウの提供とか、面接力の向上といったセミナーを開催いたしまして、より多くの学生に就職していただく力に資するために、実施しているものでございます。

○松本委員 セミナーは、これまで何年間か実施されているんですかね。

○鬼塚管理課長 これは年1回開催しております、そのときに企業が14企業、社員の方が18名参加していただいている事業になります。

○松本委員 令和5年度だけでなく、過去にもございますか。

○鬼塚管理課長 この事業は令和4年度から実施しており、引き続き継続してやっているということでございます。

○松本委員 それでは、採用の向上という点で見られた成果がございましたらお聞かせください。

○鬼塚管理課長 数字のほうは把握していないんですけれども、受講された事業者の方々からは、非常に勉強になったという声が聞かれておりますので、実のある事業と考えております。

○松本委員 引き続きよろしくお願いいたします。

す。

○山下主査 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 それでは以上をもって、管理課、用地対策課、技術企画課、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を終了いたします。

執行部入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時44分再開

○山下主査 分科会を再開いたします。

これより、河川課、砂防課、港湾課、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を行います。

令和5年度の決算について、各課の説明を求めます。

○和田河川課長 委員会資料の48ページを御覧ください。

一番下の段、河川課計であります。当課の令和5年度決算額は、予算額496億1,014万9,595円に対しまして、支出済額268億1,076万5,036円、明許繰越額192億6,521万3,000円、事故繰越額14億7,110万4,861円、不用額20億6,306万6,698円で執行率54%、翌年度への繰越額を含めると95.8%となります。

ページを戻りまして、44ページを御覧ください。

3段目の(目)河川総務費であります。不用額が3,829万8,952円、執行率は53.9%となっております。

不用額は、主に河川施設の維持・管理費の確定に伴うもので、執行率は翌年度への繰越しによるものであります。

次に、45ページを御覧ください。

3段目の(目)河川改良費であります。不

用額が4,347万7,702円、執行率は59.2%となっております。

不用額は、主に公共災害関連河川等事業費の確定に伴うもので、執行率は翌年度への繰越しによるものであります。

次に、46ページを御覧ください。

5段目の(目)海岸保全費であります、不用額が2億1,311万8,925円、執行率は22.1%となっております。

不用額は、主に海岸保全事業費の確定に伴うもので、執行率は翌年度への繰越し及び不用額によるものであります。

下から5段目の(目)水防費であります、不用額が308万7,480円、執行率は68.5%となっております。

不用額は、主にダム管理費の事業費確定に伴うもので、執行率は翌年度への繰越しによるものであります。

次に、47ページを御覧ください。

下から3段目の(目)土木災害復旧費であります、不用額が17億6,508万933円、執行率は47.1%となっております。

不用額は、主に災害復旧事業費の確定に伴うもので、執行率は翌年度への繰越しによるものであります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

49ページを御覧ください。

(1) 良好な自然環境・生活環境の保全についてであります。

主な事業について説明いたします。

50ページを御覧ください。

「河川パートナーシップ」であります。

これは、自治会等が実施する河川の草刈り等

に対して報奨金を支給するものであり、良好な河川環境や景観の保全等を図ることを目的としております。

51ページを御覧ください。

上段のⅠ、施策の成果等であります。

②にありますとおり、河川パートナーシップ事業への参加団体数につきましては、平年並みの759団体となっており、官民の協働による河川の管理や環境の保全が図られております。

次に、中段のⅡ、今後の方向性であります。

②にありますとおり、今後も、河川や周辺環境を安定的に良好な状態に保ち、治水安全度や官民の信頼・協力関係の維持・向上を図っていくため、引き続きパートナーシップ事業の推進に取り組んでまいります。

52ページを御覧ください。

(1) 災害に強い県土づくりについてであります。

主な事業について御説明いたします。

下の表を御覧ください。

「公共河川」であります。

これは、浸水被害を受けた箇所への河川改修工事等を行うものであり、広渡川ほか28河川におきまして、河道掘削のほか堤防や護岸の整備などを行っております。

次に、53ページを御覧ください。

下段の「県単河川改良」であります。

これは、大谷川ほか77河川におきまして、河道掘削のほか堤防や護岸の整備などを行っております。

次に、55ページを御覧ください。

上段の「公共土木災害復旧」であります。

これは、令和5年に発生した国道265号など道路、河川及び砂防施設等124か所の災害復旧を

行っております。

また、下段の「ダム施設整備」であります、松尾ダムほか 9 ダムにおきましてダム放流設備等の改良などを行っております。

次に、57ページを御覧ください。

上段のⅠ、施策の成果等であります。

まず、①であります、令和 5 年度は、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」予算の活用により、洪水に対する安全性の向上が図られたところであります。

また、②であります、令和 5 年に発生した施設災害の復旧事業のうち、令和 5 年度予算で施行する箇所については49%に着手し、9.4%の復旧が完了しております。

次に、下段のⅡ、今後の方向性であります。

まず、①であります、令和 5 年度末の河川整備率は50.3%といまだ低い水準にありますことから、今後とも、より一層重点的に河川改修を推進していく必要があります。

また、②であります、本県は、洪水・地震・津波など自然災害のリスクが高いことから、県土の強靱化を着実に推進していく必要があります。

今後も引き続き、必要な予算の確保に努めるとともに、効果的な事業執行を行い、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を推進してまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告につきましては、特に報告すべき事項はございません。

○小倉砂防課長 決算特別委員会資料59ページを御覧ください。

一番下の段、砂防課計であります、当課の令和 5 年度決算額は、予算額164億2,644万9,487

円、支出済額95億6,095万9,577円、明許繰越額61億2,207万円、事故繰越額 7 億3,444万3,401円、不用額897万6,509円、執行率58.2%で、翌年度への繰越額を含めると、執行率は99.9%となっております。

1 ページ戻っていただきまして、58ページを御覧ください。

ページの中ほどの(目)砂防費であります、不用額は897万6,509円で、執行率は58.1%となっております。

不用額は、主に公共砂防事業費の入札執行残でありまして、執行率は翌年度への繰越しによるものであります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

資料の60ページを御覧ください。

(1) 災害に強い県土づくりであります、主な事業について御説明いたします。

下の表を御覧ください。

まず、「通常砂防」であります。

五ヶ瀬町の内の口川ほか86溪流において、堰堤工等を実施しております。

61ページを御覧ください。

下段の「地すべり対策」であります。

椎葉村の大藪 2 地区ほか 4 地区において、地滑り解析や地滑り観測等を実施しております。

62ページを御覧ください。

下段の「急傾斜地崩壊対策」であります。

宮崎市の芳土元村地区ほか61地区において、擁壁工やのり面工を実施しております。

63ページを御覧ください。

上段の「総合流域防災」であります。

これは、流域一体となった総合的な防災対策を進める事業であります。

基礎調査として、土砂災害警戒区域等の指定関連の調査を県内一円で実施しております。

65ページを御覧ください。

上段の「県単自然災害防止急傾斜地崩壊対策」であります。

これは、市町村が実施する工事等に対する、県からの補助金であります。

延岡市の小野第3地区ほか18地区において、擁壁工やのり面工を実施しております。

66ページを御覧ください。

上段のⅠ、施策の成果等についてであります。

まず、①土砂災害危険箇所の整備につきましては、令和5年度は、土石流対策として2渓流、地滑り対策として1か所、急傾斜地崩壊対策として13か所の工事を完成させ、土砂災害に対する安全性の向上を図ったところであります。

次に、②令和5年度の啓発活動につきましては、小中学生を対象とした土砂災害防止教室や、地域住民を対象とした土砂災害防止講座を開催し、土砂災害防止に関する県民意識の向上を図ったところであります。

続きましてⅡ、今後の方向性であります、①に記載のありますとおり、土砂災害危険箇所の令和5年度末の整備率は31%と依然として低い状況にあることから、今後とも、安全で安心な県土づくりを目指し、土砂災害危険箇所の整備を進めるとともに、②に記載のありますとおり、警戒避難体制の整備や防災情報の提供に取り組むなど、ハード・ソフト両面から総合的な土砂災害防止対策を推進してまいりたいと考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

○岩切港湾課長 港湾課には、一般会計と特別会計がございますが、まず、一般会計から御説明いたします。

委員会資料の71ページを御覧ください。

一番下の段、一般会計の計の欄であります。

令和5年度決算額は、予算額115億5,473万7,196円、支出済額75億8,850万9,624円、明許繰越額30億1,763万7,000円、不用額9億4,859万572円、執行率65.7%、翌年度繰越額を含めると91.8%となります。

68ページにお戻りください。

上段の(目)土木総務費であります、不用額が1,032万8,560円となっております。

これは、主に空港整備直轄事業負担金が確定したことによる負担金の執行残であります。

次に、下から2段目の(目)海岸保全費であります、不用額が1億1,389万5,480円となっております。

これは、「大規模漂着流木等処理対策事業」において、令和5年度の台風第6号による美々津港などの事業費が確定したことに伴う執行残であります。

また、執行率が44.2%となっております、これは翌年度への繰越しによるものであります。

次に、69ページを御覧ください。

中段の(目)港湾管理費であります、不用額が1,664万6,201円となっております。

これは、主に港湾海岸維持管理事業において、事業費が確定したことに伴う執行残であります。

また、執行率が88.8%となっております、これは翌年度への繰越しによるものであります。

次に、70ページを御覧ください。

中段の(目)港湾建設費であります、不用額が2,000万円となっております。

これは、細島港16号岸壁工事に係る事業費確定に伴う、工事請負費の執行残であります。

また、執行率が62.5%となっておりますが、これは翌年度への繰越しによるものであります。

次に、71ページを御覧ください。

中段の(目)港湾災害復旧費でありますが、不用額が7億8,772万331円、執行率が48.8%となっております。

これは、美々津港に係る「港湾災害復旧事業」において、事業費が確定したことに伴うものであります。

次に、73ページを御覧ください。

港湾整備事業特別会計の決算についてであります。

一番下から2段目の段、特別会計の計の欄であります。

令和5年度決算額は、予算額19億4,602万6,000円、支出済額11億2,926万328円、明許繰越額8億723万5,000円、不用額953万672円、執行率*58.8%、翌年度繰越額を含めると99.5%となります。

72ページにお戻りください。

上から3段目の(目)港湾管理費でありますが、不用額が724万7,966円となっております。

執行率が77.3%となっておりますが、これは主に翌年度への繰越しによるものであります。

次に、下から3段目の(目)港湾建設費でありますが、執行率が43%となっております。これは翌年度への繰越しによるものであります。

次に、73ページを御覧ください。

下段の(目)予備費であります。

予備費は、年度途中において、不測の事態により、予定外の支出の必要が生じた場合等に対処する経費であります。全額の200万円が不用

額となっております。

次に、一番下の段、港湾課計の欄を御覧ください。

当課の一般会計と特別会計を合わせました令和5年度決算額は、予算額135億76万3,196円、支出済額87億1,776万9,952円、明許繰越額38億2,487万2,000円、不用額9億5,812万1,244円、執行率64.6%、翌年度繰越額を含めると92.9%となります。

次に、74ページを御覧ください。

港湾整備事業特別会計の歳入について御説明いたします。

一番下の段の歳入合計ですが、予算現額19億4,602万6,000円に対しまして、2列右横になりますが、収入済額が12億5,846万6,950円となっております。

次に、主要施策の主なものについて御説明いたします。

75ページを御覧ください。

(1)の広域交通・物流ネットワークの整備・充実についてであります。

主な事業及び実績であります。が、「港湾改修」は、細島港におきまして、増加する原木輸出に対応するために、水深10メートルの16号岸壁の整備を進めております。

宮崎港では、マリーナ航路等の砂の堆積対策として、防砂堤工事を進めております。

油津港では、港内の静穏度を確保するため、西沖防波堤の延伸工事を進めております。

76ページを御覧ください。

一番上の「統合補助」は、宮崎港ほか3港において防砂堤の延伸工事等を行ったものであります。

※46ページに訂正発言あり

次に、77ページを御覧ください。

「ポートセールス推進」であります。

ポートセールスにつきましては、港湾セミナーを、県内で1回、県外で2回開催し、新規・増加貨物の掘り起こしや港湾関連企業のマッチングの機会づくりを積極的に行ったものであります。

次に、79ページを御覧ください。

中ほどの施策の成果等についてであります。

細島港では、原木輸出に対応する水深10メートルの岸壁工事の進捗が図られました。

宮崎港におきましては、臨海公園につながる緑地連絡橋の令和6年度中の完成に向けて進捗が図られました。

次に、下段の今後の方向性についてであります。

3つの重要港湾へ重点的に投資を行い、利便性及び安全性の向上を図るとともに、老朽化対策も計画的に推進していきます。

細島港では、原木輸出の増加に対応する16号岸壁の令和6年度中の完成に向けて工事を進めてまいります。

宮崎港では、マリーナなどの航路における砂の堆積対策として、防砂堤工事を進めてまいります。

油津港では、船舶の大型化に対応する第10岸壁延伸工事を推進してまいります。

また、関係する自治体や団体と連携し、引き続きポートセールスを推進してまいります。

主要施策の成果については、以上であります。

次に、監査結果報告についてであります。

委員会資料の110ページを御覧ください。

(3) 契約事務の指摘事項についてであります。

油津港湾事務所におきまして、油津港東地区第9・10ふ頭出入管理保安業務委託について、財務規則の免除規定を満たしていないにもかかわらず、契約保証金を免除していたとの指摘でございます。

これは、契約相手方から提出された書類の一部が、合格通知等の実績に該当するものと誤解して、契約保証金を免除していたものであります。

今後は、所属職員の研修受講や所属内におけるチェックの徹底など、再発防止に努めてまいります。

次に、ファイルを変えますけれども、令和5年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書スライドの55枚目、47ページを御覧ください。

(13)の港湾整備事業特別会計について、ページ一番下の意見・留意事項等にありますとおり、借入金の推移など財政状況に留意しながら、引き続き計画的な施設整備と効率的な運営が望まれるとの意見がありました。

港湾整備事業特別会計につきましては、港湾機能の充実強化を図ってきたところでありますが、今後とも、使用料収入の確保と経費の節減を図り、健全な運営に努めてまいります。

○松田都市計画課長 決算特別委員会資料の82ページを御覧ください。

表の一番下の段、都市計画課計の欄でございますが、当課の令和5年度決算額は、予算額47億7,386万8,000円に対しまして、支出済額29億4,899万5,854円、明許繰越額18億1,984万円、不用額503万2,146円となっております。執行率は61.8%となります。

また、翌年度への繰越額を含めると、99.9%となっております。

80ページにお戻りください。

上から3段目、(目)都市計画総務費であります。

不用額が299万9,516円となっておりますが、これは、主に都市計画に関する基礎調査実施事業費の確定に伴う執行残であります。

また、執行率85.3%となっておりますが、これは翌年度への繰越しによるものであります。

81ページを御覧ください。

一番上の段、(目)街路事業費であります。

執行率56%につきましては、翌年度への繰越しによるものであります。

82ページを御覧ください。

一番上の段の(目)公園費であります。

不用額が203万2,630円となっておりますが、こちらは、主に都市公園整備事業費の確定に伴う執行残であります。

また、執行率63.5%となっておりますが、これは翌年度への繰越しによるものであります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

83ページを御覧ください。

まず、(1)快適で人にやさしい生活・空間づくりについてであります。

主な事業について説明いたします。

84ページを御覧ください。

表の中段、改善事業「みんなで取り組む「美しい宮崎づくり」推進」であります。これは、景観形成活動に取り組む団体に対し、市町村と連携し、活動に要する経費の一部を支援したものなどであります。

次に、85ページを御覧ください。

「県単都市公園整備」であります。これは、ひなた宮崎県総合運動公園ほか5公園で施設の

改修工事等を行ったものであります。

86ページを御覧ください。

Iの施策の成果等であります。

②にありますように、美しい宮崎づくりにつきましては、景観学習を受けた生徒の意識向上率が約94%となるなど、将来の担い手確保に向けた意識醸成が図られました。

また、③ひなた宮崎県総合運動公園につきましては、各施設の老朽化対策を実施することで、利用者の利便性や快適性が確保されました。

IIの今後の方向性につきましては、②にありますように、美しい宮崎づくりにつきましては、連携・協働による植栽活動のモデルづくりなどを通じ、愛着と誇りを持てる「美しい宮崎」の創造と継承を図ってまいります。

また、③ひなた宮崎県総合運動公園につきましては、無線放送設備の改修など、ソフト対策を充実させることで、利用者の安全・安心の確保に努めてまいります。

続きまして、87ページを御覧ください。

(2)持続可能な地域交通網の構築についてであります。

ページ中ほどの「公共街路」であります。これは、延岡市の安賀多通線ほか7路線で、街路の整備を行ったものであります。

89ページを御覧ください。

Iの施策の成果等ありますが、環状道路や、駅及びバスターミナルへのアクセス道路の整備、通学路における交通安全の確保などを進めたところであります。

IIの今後の方向性につきましては、未整備の区間において、都市部における安全で円滑な交通を確保するとともに、安心して快適な都市空間の整備に取り組んでまいります。

次に、90ページを御覧ください。

(1) 災害に強い県土づくりについてであります。

ページ中ほどの「公共都市公園」につきましては、ひなた宮崎県総合運動公園における、武道館照明改修工事や園路舗装打替工事などを行ったところであります。

91ページを御覧ください。

「津波防災地域づくり」推進であります、本県の津波浸水想定に基づき、津波災害警戒区域の指定に必要な公示図書の素案作成を行ったものであります。

92ページを御覧ください。

Iの施策の成果等であります、①にありますように、「スポーツランドみやざき」の主要施設である武道館やひむかスタジアムの老朽化対策を実施したことにより、施設利用者の利便性・快適性が向上しました。

また、②にありますように、津波災害警戒区域の指定に必要な津波災害警戒区域図などの素案を県内10市町において作成しました。

IIの今後の方向性につきましては、①にありますように、スポーツ施設の老朽化対策の改修を進めることで、施設利用者の利便性・快適性の向上に取り組んでまいります。

また、②にありますように、津波災害警戒区域の図書素案の修正を行い、津波による人的被害を防止するため、警戒避難体制を特に整備すべき区域として津波災害警戒区域を指定してまいります。

最後に、監査結果報告書及び監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

○松田建築住宅課長 96ページを御覧ください。

表の一番下の段、建築住宅課の計でございますが、令和5年度決算額は、予算額が29億9,885万2,000円、支出済額が26億3,881万6,407円、翌年度への繰越額が3億4,638万1,000円、不用額が1,365万4,593円、執行率が88%で、翌年度への繰越額を含めると、99.5%となっております。

続きまして、資料93ページを御覧ください。

表の中ほど、(目)建築指導費ですが、不用額が201万7,634円となっております。これは主に、旅費、需要費等の事務費節減によるものでございます。

次に、94ページを御覧ください。

表の中ほど、(目)住宅管理費でございます。

不用額が1,072万6,550円となっております。

これは主に、業務委託の執行残や旅費、需要費等の事務費節減によるものでございます。

次に、95ページを御覧ください。

表の中ほど、(目)住宅建設費でございますが、執行率が86.9%となっております。

これは、翌年度への繰越しによるものであります。

続きまして、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

97ページを御覧ください。

(1) 快適で人にやさしい生活・空間づくりであります。

主なものといたしまして、次の98ページを御覧ください。

表の一番上の「公共県営住宅建設」ですが、下の主な実績内容等の欄を御覧ください。

右側の「住宅整備事業」では、令和5年度に、宮崎市の出来島団地1号棟27戸が完成しました。

その下に、「環境整備事業」では、宮崎市の神

宮駅東団地の外壁改修工事1棟、高千穂町の西町団地等のエレベーター改修工事2棟、都城市の一万城北団地等の給湯設備改善工事8棟、延岡市の浜町団地等の高齢者対応改善工事4戸のほか、エレベーター設置工事等を実施しました。

次に、99ページを御覧ください。

表のⅠ施策の成果等であります。

②の県営住宅につきましては、建て替えのほか、住戸内の床段差の解消や手すり設置による高齢者向けの住戸の整備、エレベーターの設置など、入居者の利便性の向上を図ったところでございます。

Ⅱの今後の方向性であります。

②の県営住宅につきまして、昭和50年代前半までに建設された多数の県営住宅が建て替え時期を迎えており、計画的な整備に取り組んでまいります。

次に、100ページを御覧ください。

(1) 災害に強い県土づくりであります。

表の中ほど、「被災建築物・宅地応急危険度判定体制強化」ですが、下の主な実績内容等の欄を御覧ください。

被災建築物応急危険度判定士の養成講習会を3回、判定士実施訓練を1回実施いたしました。

次に、101ページを御覧ください。

表の一番上、「木造建築物等地震対策加速化支援」ですが、耐震化が必要な木造住宅等の所有者に対しまして、国、県、市町村が耐震化の費用の一部を支援する事業であります。

下の主な実績内容等の欄を御覧ください。

令和5年度では、アドバイザー派遣58件、耐震診断209戸、耐震改修66戸、ブロック塀等除去93戸について支援を行いました。

次に、103ページを御覧ください。

表のⅠ、施策の成果等であります。

②の木造住宅の耐震化の実績につきましては、物価高騰等の影響により耐震改修件数が前年度比0.7倍に減少したものの、耐震診断件数は前年度と同様の高水準を維持しております。

また、住宅の耐震化につきまして、様々な媒体を活用した啓発及び専用相談窓口の設置を行いました。

Ⅱの今後の方向性であります。②につきまして、木造住宅の耐震改修に対する所有者の負担軽減を図るため、耐震化に取り組む業者の確保や改修費用のローコスト化を図るための取組をさらに加速し、建築物の耐震化等に積極的に取り組んでまいります。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

○下温湯営繕課長 委員会資料の105ページを御覧ください。

一番下の段、営繕課の計であります。令和5年度の決算額は、予算額が3億1,257万5,000円、支出済額が3億1,177万8,678円、不用額が79万6,322円であり、執行率は99.7%となっております。

(目)の不用額が100万円以上及び執行率が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果であります。該当はございません。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

○岩切港湾課長 委員会資料の73ページをお願い

いたします。

先ほど港湾課の港湾整備事業特別会計の決算についての御報告さしあげたところですが、下から2段目の特別会計の計の欄の執行率を58.8%と説明申し上げましたが、正しくは資料のとおり58.0%でございます。失礼いたしました。

○山下主査 執行部の説明が終了しました。

ただいまの説明について、御質疑はありませんでしょうか。

○渡辺委員 宮崎県では、特に海岸線が長いわけですが、河川、港湾、道路も含めてメンテナンスを続けていくのは大変だと思います。一方で、自然が多いということは、結局、ある意味、観光資源としても有効なわけですし、例えば、諸塚村のヒルクライム——ひむかラリーとしてスタートしていますけれども、かなり好評だと聞いています。ほかにも適地はいっぱいあるわけです。綾町などの山あいにもとても適した場所があるので、そういうのをどんどん広げていったら観光客もどんどん増えてくると考えています。道路を使ってそういう観光イベントを行うほか、港湾のヨットとかマリーナとかは十分今のままでも使えるんですけれども、河川は舗装をしていない部分が非常に多い。そういう自然環境を使って競技をするモータースポーツなんかはたくさんあるわけです。ヒルクライムは道路をそのまま使えばいいわけなので、警察を含めた許認可のほうが課題になると思いますが、河川を使ったそういうスポーツを進めていくことについて——これは商工観光労働部と重複する部分が多いと思うんですけれども、県土整備部としての御意見なり可能性を含めて、どのように捉えていらっしゃるかお伺いします。

○和田河川課長 河川空間を活用したモータースポーツの可能性についての御質問かと思えます。

河川におきましては、これまでスポーツといいますと、カヌーですとか、そういったものを使って活動されるNPO法人等に対しまして支援を行ってきたところでありまして、確かに御指摘のとおり、モータースポーツとの関連が、これまでなかったと感じているところです。私自身が、モータースポーツを行う際にこういった条件が必要なのかということを詳しく存じ上げておりませんが、例えば、全くの平地ではあまり面白くないとか、少し起伏があったほうがいいのかになりますと、洪水を安全に流すときには起伏があると支障になったりしますので、こういった条件が必要かを研究していく必要があると感じているところです。

○渡辺委員 おっしゃるとおり、平地で走るだけだと全く面白なくて、例えば、モトクロスをやるのであれば、非常に傾斜をつけたものを造ったりして、場合によっては川と川の間を飛び越えていくようなことも考えれば、かなり集客力の高いイベントになり得ると思います。先ほども言いましたが、商工観光労働部とのタイアップでないと、県土整備部だけでは進められないと思いますけれども、今言われたように河川空間を集客が可能となるようなスポーツに使う可能性があるということであれば、ほかの関係する部局にもお話ししてみて、提案などを進めていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

○和田河川課長 貴重な御意見をありがとうございます。確かに完全に固定してしまうというのか、形が決まってしまうような施設を河川

敷に増築してしまうと、水位が上がったときに支障が生じたりしますが、撤去可能なもの等がありましたら占用許可等も可能ではないかと考えておりますので、また御相談なりいただければ、商工観光労働部のほうとも連携して取り組んでいきたいと考えております。

○安田委員 資料50ページの河川パートナーシップ事業についてです。

今年度から予算も少し上げていただきまして、ありがとうございます。いろんな事業をされている方から、「すごくよかった」という喜びの声を聞いているところでもあります。

その反面、パートナーシップ事業をもうやっていけないという団体も出てきていますし、このパートナーシップを進めても、お金をもらっても、もう草刈りができるような年代ではないという方も出てきています。新たな局面に来ていると思っているんですけども、県は今後パートナーシップ事業をしなかった場合、どのように考えているのでしょうか。

○和田河川課長 パートナーシップの担い手である、地域の御協力が減ってきた場合、どうするのかといった御質問かと思えます。

御指摘のとおり、昨年度のパートナーシップで協力いただいている団体は、資料51ページの下の表にございますとおり、759団体となっております。今のところ何とか現状維持できていると考えておりますが、今後、高齢化・人口減少が急速に進んでいくと、とてもこの数が維持できるとは考えておりませんので、何らかの対策を取っていく必要があると考えております。

これまで草刈りといいますと肩かけして自分で機械を持ちながらする草刈りがメインだったんですが、昨年度は、人が乗れる自走式の草刈

り機ですとか、傾斜があり危ない堤防ののり面でもハンドルを伸ばして草を刈れる草刈り機を県内合計16台導入してしまして、パートナー協力団体の負担軽減を図っているところであります。

今後さらに、例えばリモコンでできる草刈り機の導入も検討しているところなんですけど、高齢化がますます進み、それすら厳しい状況になりますと、正直厳しいところがあると思っております。通常の業者に発注する除草業務だと、適正な利益を確保していただかないといけませんので単価が数倍かかってしまいます。そういった状態になるとかなりの予算増になってしまいますので、何とか担い手の方たちの御意見を聴きながら、できるだけ末永く御協力いただけるとありがたいと考えているところです。

○安田委員 ありがとうございます。大変感謝しているところなんですけれども、できないと言われたところから、どこか団体とか、業者とか、シルバー人材センターとかを紹介してくださいという話をされて、いろいろなところに紹介しに行ったんですけども、最初にこの金額じゃできないと言われたので、できるだけこのパートナーシップ事業を県内各地に広げてほしいというのが私の気持ちであります。ぜひリモコン式の機械を導入していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○松本委員 資料74ページの港湾整備の特別会計です。収入未済額が、使用料と諸収入でございますが、具体的なものと件数についてお示しいただきたいと思えます。

○岩切港湾課長 収入未済額についての御質問です。

約262万円ですけれども、これは宮崎港のサン

マリーナに関するヨットやモーターボート等の未済額であります。これにつきましては、使用料に35万765円と記載しておりますけれども、これは令和5年度に発生した分の浮き桟橋使用料にかかる収入の未済額となっております。諸収入の226万9,510円については令和4年度までの浮き桟橋の使用料とボートヤード使用料です。この人たちについては、合計10名の方がいます。その方々に電話とか、督促状を送ったりとか、訪問などによって納付を依頼しておりますので、これを継続して催促を行っていきたいと考えております。

○**松本委員** 監査委員の宮崎県歳入歳出決算審査意見書の47ページでは、前年度の収入未済額に比較すると16万40円減となっておりますので、この分は過年度分の収入があったということで理解してよろしかったのでしょうか。

○**岩切港湾課長** 失礼いたしました。宮崎県歳入歳出決算審査意見書47ページのイの16万円のお話ですね。収入未済額については足し合わせた金額ですので、令和4年度までの分を少し払っていただいた方と、令和5年度の分を払っていただいた方のプラスとマイナス全部を合わせた金額ということであります。

○**今村副主査** 資料101ページですが、耐震診断の件でお聞きします。今年、日向灘の地震がありまして、一度地震があったところは耐震が弱くなるという話も聞いているんですが、この耐震診断を受けた209戸——特に日南市・宮崎市に関してなんですが、もう一度耐震診断を受けることは可能なのでしょうか。

○**松田建築住宅課長** 一度診断を受けられたところにつきましては、再度受けることはできないと思います。ただ、何とか安くで耐震改修を

したいという方々がもしいらっしゃった場合は、別のメニューで詳細な診断を行う場合がございますので、そういう詳細なところを調査していく方法はございます。

○**今村副主査** そういったものに関しての広報はあるのでしょうか。相談窓口で伝えられるのでしょうか。

○**松田建築住宅課長** 相談窓口でいろんな内容について御相談していただきますと、専門の方が対応しますので、しっかり受け答えしていただくようになっております。

○**今村副主査** ぜひそういうものがあるということでは何かしらの啓発、広報活動をしていただければありがたいなと思います。

○**松田建築住宅課長** 啓発事業ということで、今年度ずっといろんな媒体を使ってお知らせしていますし、相談窓口も専門化してより充実させておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○**今村副主査** ありがとうございます。

○**日高委員** 資料46ページをお願いします。

(目) 海岸保全費ですが執行率が22.1%で、翌年度への繰越額を含めると38.3%なんですけれども、もう一度詳細をお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○**和田河川課長** (目) 海岸保全費の執行率が非常に低いという御指摘かと思います。

こちらは、海岸漂着した流木を除去するための費用として当初見込んでいたもので、環境省の補助事業を活用して実施する予定でいたんですが、環境省からの補助金が来なかったのですが、県単事業ですとか、地域のボランティアや流木を公募して必要な方に取りに来ていただくといった取組

をして、一定程度の除去は行っているところですが、まだ残っている海岸もある状況になっております。

○日高委員 予算が来なかった部分は、県のほうで対応するという形になってくるんでしょうか。

○和田河川課長 そうです。これは令和5年度でしたので、令和6年度の予算等も活用して除去に努めているところであります。

○日高委員 分かりました。

○山下主査 いいですか。ほかにありませんか。

○松田建築住宅課長 先ほどの耐震診断の2回目という話がございました。補助を活用する場合は一度だけになりますけれども、どうしても心配なのでもう一度同じような診断を受けたい場合は、もちろん自分の負担になりますが、相談窓口のほうに相談してもらえれば、専門家の方の派遣だったり、そういったところをあっせんされると思います。

○山下主査 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 それでは、以上をもって河川課、砂防課、港湾課、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を終了します。

引き続き総括質疑に入りますが、準備のため暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時46分再開

○山下主査 それでは、分科会を再開いたします。

説明及び質疑が全て終了しましたので、総括質疑に移ります。

県土整備部の決算全般について、何か質疑は

ありませんでしょうか。

○日高委員 海岸の保全についてなんですが、おととい海岸に行ってみたら、また台風でサンドバックがむき出しになっている状況で、230億円かけてこの状態だとなかなか難しい状況ではないかと感じたところです。トレーサー調査も結果が出ている中で、砂をどんどんトラックで運んで養浜しているけれども、結局台風が来るとまた元の状況に戻ってしまうんです。トレーサーの結果が出ている中で突堤とか、海岸に自然と砂が戻ってくる状況をつくるべきではないかと思っているんですけども、そういう新たな取組とかは今計画されているんでしょうか。

○和田河川課長 宮崎海岸の浸食対策事業についての御質問かと思います。

宮崎海岸におきましては、御指摘がありましたとおり、平成20年度から事業に取り組んできておりまして、当初の計画では、突堤を3基設置すると計画していたんですが、今年度、事業の見直しを行いまして、追加して7基、短い突堤を施工する計画で、国から承認をいただいております。事業期間をさらに10年延伸すると伺っております。追加の突堤を施工する事業によって、浸食対策に資する事業になると考えておりますので、県といたしましても、国と連携して一緒に宮崎海岸の浸食対策に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○日高委員 突堤も150メートルは厳しいという話なので、10年間延長ということは一年一年が大切になってくると思います。漁業組合とも話し合いなどがありますので、ぜひしっかりと進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○松本委員 県土整備部全体の事業費を見せて

いただきますと、単年度で見ても繰越しの事業が多くなって、金額も大きくなっていると思いますながら聞かせていただきました。内容としては、令和4年度からの繰越しもあるし、また来年度への繰越しもあると思いますが、県民の皆さんからすると、事業や災害復旧を早く行ってほしいというのが願いかと思います。大変大きな課題と思いますが、一方で、建設業者の皆さん方の御苦労とか、対応もあろうかと思います。そういった中で、これをより効率的に執行していただくためにも、予算を現年度で実行できるような体制が必要だと思います。災害が多く、非常に対応が難しいと思いますが、後継者不足とか、事業者への育成なども含めたところで、この事業の執行に当たってのお考えをお聞かせいただけないでしょうか。

○桑畑県土整備部長 ありがとうございます。

今の、御報告さしあげました決算の中では非常に繰越額が大きいということになっております。一つの原因としまして、国の予算が当初予算で配分されるものと国土強靱化の補正予算で配分されるものがございます。補正予算で配分されるものは年を越してからの配分になりますので、年度内に執行することは非常に難しい状況にございまして、この数年は国土強靱化の予算はほとんど繰り越している状況にございます。委員がおっしゃったように、予算をしっかりとって、早く工事あるいは対策を行って、県民の皆さんに還元するという考えは非常に重要だと思っておりますので、入札建設業者の手持ちの工事の状況等もしっかり意見交換しながら、計画的な執行に努めてまいりたい思っております。

○山下主査 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 それでは、以上をもちまして県土整備部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時53分再開

○山下主査 それでは、分科会を再開いたします。

まず採決の日時については、10月2日の午後1時からにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 それでは、そのように決定いたします。

その他では何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 それでは、以上で本日の分科会を終了いたします。

午前11時54分散会

令和6年10月2日(水曜日)

午後1時16分再開

出席委員(8人)

主	査	山	下	寿
副	主	査	今	村
委	員	外	山	衛
委	員	日	高	陽
委	員	安	田	厚
委	員	本	田	利
委	員	松	本	哲
委	員	渡	辺	正

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議	事	課	主	査	岩	下	恵	美
総	務	課	主	任	主	事	徳	永

○山下主査 それでは、分科会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、議案につきまして、賛否も含めて御意見があればお願いしたいと思います。

暫時休憩します。

午後1時16分休憩

午後1時16分再開

○山下主査 分科会を再開いたします。

それでは、議案の採決を行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 それでは、議案第22号についてお

諮りいたします。

原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 異議がありませんので、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、主査報告の骨子(案)についてありますが、主査報告の項目及び内容について、御意見はありませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時16分休憩

午後1時16分再開

○山下主査 分科会を再開します。

それでは、主査報告につきましては、正副主査に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 それでは、そのようにいたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 以上で、分科会を閉会いたします。

午後1時17分閉会

署 名

商工建設分科会主査 山 下 寿

